

第三次狛江市子ども読書活動推進計画



平成 29 年 3 月
狛江市教育委員会

―目次―

第1章 計画の概要	4
1. 計画策定の背景.....	4
(1) 子どもの読書活動の意義.....	4
(2) 子どもの読書活動の現状.....	4
①国の動き	4
②東京都の動き	5
③狛江市の動き	5
2. 計画の目的	5
3. 計画の位置付け	5
4. 計画の期間と対象.....	6
5. 計画の策定体制	6
第2章 これまでの成果と課題.....	7
1. 乳幼児期の読書活動.....	7
2. 小・中学生の読書活動.....	14
(1) 小学校	14
(2) 中学校	20
(3) 図書館	27
3. 高校生等の読書活動.....	31
4. 地域における読書活動.....	32
第3章 計画の基本的な考え方.....	39
第4章 計画の内容	40
1. 乳幼児期の読書活動推進.....	40
(1) 乳幼児期の読書活動.....	40
①これから親になる方への絵本の読み聞かせ案内.....	40
②ブックスタート事業の継続.....	40
③各施設による取組み.....	40
④保育園における読書活動の充実.....	41
⑤図書館における読書活動の充実.....	41
(2) 乳幼児期の読書活動推進のための諸条件の整備.....	41
①家庭における読書支援のための取組み.....	41
②読み聞かせに向く絵本のリストの作成・配布.....	42
③各施設における読書活動の広報.....	42
④保育園における図書の充実と保育士の研修.....	42
⑤図書館における乳幼児向け資料の充実と図書館職員の研修.....	42

⑥	保育園への団体貸出と配本サービスの拡充.....	43
⑦	全ての子どもとその保護者のための読書相談及び資料の収集と提供.....	43
2.	小・中学生の読書活動推進.....	44
(1)	小・中学生の読書活動.....	44
①	児童・生徒の読書活動のさらなる展開.....	44
②	資料を使った課題解決の支援.....	44
③	図書館見学・職場体験の受入れ.....	44
④	児童館・学童クラブにおける読書活動の推進.....	45
(2)	小・中学生の読書活動推進のための諸条件の整備.....	45
①	学校図書館の蔵書構成及び更新.....	45
②	学校図書館システムの運用.....	45
③	学校図書館設備の充実.....	45
④	学校図書館連絡協議会の開催、研修の実施.....	46
⑤	学校図書館と市立図書館の情報共有.....	46
⑥	市立図書館における小・中学生向け資料の充実.....	47
⑦	市立図書館による学校図書館の支援.....	47
⑧	市立図書館ホームページ「こどもページ」の活用.....	47
⑨	児童館・学童クラブにおける図書の充実.....	47
⑩	東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた読書活動の支援.....	48
⑪	全ての児童・生徒とその保護者のための読書相談及び資料の収集と提供.....	48
⑫	小・中学生の読書活動の状況調査.....	48
3.	高校生等の読書活動推進.....	49
(1)	図書館におけるヤングアダルト（YA）サービスの充実.....	49
(2)	都立狛江高等学校と市立図書館の連携.....	49
(3)	東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた読書活動の支援.....	49
(4)	特別な配慮を必要とする青少年とその保護者への読書支援.....	49
4.	地域における読書活動推進.....	50
(1)	地域で活動するおはなしグループ、ボランティア団体との連携.....	50
(2)	子どもと本をつなぐ活動に携わる人の育成.....	50
(3)	子どもの読書に関する講座等の実施.....	50
(4)	図書関連施設職員の情報共有.....	50
5.	普及・啓発.....	51
(1)	子ども読書啓発事業の取組み.....	51
(2)	「子ども読書の日」に合わせたイベントの開催.....	51
(3)	家庭における読書活動の推奨.....	51

資料編	53
-----	----

- I. 第三次狛江市子ども読書活動推進計画策定委員会の取組み
- II. 第三次計画（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会実施状況
- III. 子どもの読書活動の推進に関する法律
- IV. 〔国〕「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次）
- V. 〔都〕「第三次東京都子供読書活動推進計画」
- VI. 文字・活字文化振興法

＜名称解説＞

司書 …… 司書資格を有し、公立図書館の専門的職務にあたる職員をいう。

司書教諭 …… 教育委員会より司書教諭の辞令を受け、学校図書館における校務（年間読書指導計画・情報活用指導計画の立案など）にあたる教職員。学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言する役割を担う。学校図書館司書教諭資格を有する。

学校司書 …… 学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務にあたる職員。本計画では、学校図書館司書教諭もしくは司書の有資格者を想定している。児童生徒や教員に対する間接的・直接的な読書指導とともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員と共に進める役割を担う。

学校図書館 …… 教育課程の展開に寄与するとともに、児童・生徒の興味や関心にこたえて基本的な教養を身に付けることができる場であり、児童・生徒の発達段階に応じた適切な図書を選択し、十分な蔵書数を確保することが求められる。また、従来の読書センターの役割のみならず、学習・情報センターとして機能するためには、校内協力体制の整備が必要である。

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

(1) 子どもの読書活動の意義

「子どもの読書活動」は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです(子どもの読書活動の推進に関する法律第2条)。

狛江市の全ての子どもたちが自主的に読書活動を行い、ものごとに対する興味や関心を深め、それを豊かに表現する力を身に付けるためには、あらゆる機会とあらゆる場所において、積極的に環境の整備を行う必要があります。計画の実現に向けて、家庭、地域、学校等をとおして、全ての人が子どもの読書活動推進に関わることが求められます。

(2) 子どもの読書活動の現状

①国の動き

〔子どもの読書活動の推進に関する法律〕

国は、子どもたちの読書離れを防ぎ、さらに一層読書活動が充実されることを目指して、平成13年(2001年)に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)を公布・施行しました。この法は、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)を策定することを義務付け、都道府県・市町村に対しては努力義務と定めています。

〔子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画〕

国は、平成14年(2002年)に第一次基本計画、平成20年(2008年)に第二次基本計画、そして平成25年(2013年)に第三次基本計画を策定しました。この第三次基本計画では、平成25年から34年までの10年間で不読率(1か月に1冊も本を読まなかった子どもの割合)を半減させること及び市町村の推進計画策定率の向上を目標として示しています。

〔子ども読書の日〕

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、4月23日を「子ども読書の日」と定めています。この日は、子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、ユネスコが制定した「世界本の日」であり、4月23日から5月12日(「こどもの日」を挟んだ20日間)の「こどもの読書週間」では、各地で子どもの読書活動に関するさまざまなイベントや催しが行われています。

〔学校図書館法〕

平成20年度及び21年度に告示された学習指導要領の総則には「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実す

ること」と記されました。さらに、平成 26 年（2014 年）には学校図書館法の一部を改正する法律が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員が学校司書として位置付けられ、平成 27 年（2015 年）4 月から施行されました。

②東京都の動き

〔東京都子供読書活動推進計画〕

平成 15 年（2003 年）に「東京都子供読書活動推進計画」（以下「都計画」という。）、平成 21 年（2009 年）に第二次都計画、そして平成 27 年（2015 年）に第三次都計画を策定しました。東京都における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組みを示すとともに、市区町村が計画を策定する際の基本となるものと位置付けています。第三次都計画では、①不読率の更なる改善、②読書の質を向上、③読書環境の整備を基本方針としています。また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会開催を見据えた読書活動の推進が示されています。

③狛江市の動き

狛江市においても、平成 15 年（2003 年）11 月に「狛江市子ども読書活動推進計画」（以下「計画」という。）、平成 25 年（2013 年）3 月に第二次計画を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。

この間、狛江市では、ブックスタート事業（乳幼児健康診査時に絵本等を贈呈、p11 実践レポート参照）、学校図書館システムの構築、学校図書館の利活用、図書館と学校図書館の連携強化（物流配送、協力貸出、学校間の相互貸借）に努めてきました。また、平成 25 年（2013 年）4 月には、セカンドブック事業（小学校入学時に本を贈呈）を開始しました。

2. 計画の目的

本計画は、このような国や都の取組みに合わせて、狛江市の子どもが読書活動に親しむとともに、自らが成長や興味に応じて本の楽しさを発見することによって、豊かな人間性と学び考え生きる力を育むことを目的としています。これまでの成果と課題を踏まえ、その環境整備に取り組むための計画を策定するものです。

3. 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 9 条第 2 項の規定に基づく計画であり、狛江市の子どもが読書活動に親しみ、子どもの健全な育成とそれを支援する家庭と地域の教育力の向上にも資するものとします。

また、本計画は「狛江市後期基本計画」（平成 25 年 3 月策定）のもと市の読書活動の推進

に関する個別計画として位置付け、「第2期狛江市教育振興基本計画実施計画」（平成27年7月）など関連する計画と連携して推進を図るものです。

4. 計画の期間と対象

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。ただし、社会経済情勢の変化や法改正の状況などに応じ、必要な見直しを行っていきます。

本計画の対象は、0歳から18歳までとします。

5. 計画の策定体制

本計画は、第三次狛江市子ども読書活動推進計画策定委員会を設置し、図書館協議会等からの意見も参考に検討を重ねました。

第2章 これまでの成果と課題

1. 乳幼児期の読書活動

子どもが読書に親しむ大きな要因の一つとして、幼い頃から本や読書が生活の中に継続して位置付けられていることが大切です。このため親が子どもの興味関心に合わせて読み聞かせをしたり一緒に本を読んだりすることで、より多く本との出会いの時間を作ることが必要です。しかし、家庭の中での親子や兄弟姉妹だけではなかなか充実できるものではありません。市立保育園、児童館・学童クラブ等（子ども関連施設）や図書館等では、ブックスタート事業やおはなし会*1など、本を通して親子がふれあいの時間をもち乳幼児が本に親しむきっかけとなる取組みを職員と地域のボランティアが一緒になって行っています。

【取組み状況】

- ✧ 3・4か月児健康診査時において、図書館職員が会場に赴き対象の親子1組ずつに絵本を贈呈し、読み聞かせ*2の方法などを伝えるブックスタート事業を行っています。
- ✧ 乳幼児とその保護者が図書館を利用しやすい環境をつくるため、年齢別（0・1歳、2・3歳、4歳以上）の定期的なおはなし会を実施するとともに、推薦絵本リストを発行しています。
- ✧ 赤ちゃんや障がいのあるお子さんに有用な「布の絵本」を製作し（p34 実践レポート参照）、図書館資料として全ての子どもに貸出をしています。
- ✧ 全ての保育園で、絵本の読み聞かせを行っており、積極的に本に親しむ機会を設けています。
- ✧ 図書館近隣の保育園では、園児たちが保育士の引率によって図書館を来館利用する機会を設けています。
- ✧ 図書館による子ども関連施設への団体貸出を実施しています。
- ✧ 図書館の除籍資料（主に絵本・児童書）を子ども関連施設に優先配布しています。

【課題】

〔蔵書の充実〕

子ども関連施設の蔵書は、“古く傷んだ本が多い”“季節に応じた絵本が少ない”状況の施設が多く、現状として市立図書館の除籍資料を修理してリサイクル活用しており、図書の実況が課題となっています。

〔研修・情報交換の必要性〕

保育士や指導員は、日常的に読み聞かせ等を行う経験を積んでいますが、子どもの読書に関する研修はあまりないのが現状です。また、活動の幅を広げたり、質を高めたりするために地域のグループによるおはなし会などの取組みに関する情報交換の機会が必要とされています。

〔特別な支援を必要とする子どもとその保護者への対応〕

特別な支援を必要とする子どもとその保護者に対して、それぞれのケースに応じた読書支援を充実させるため、各施設の連携した取り組みが必要とされています。

〔保護者への働きかけ〕

乳幼児期により多くの本と親しむ機会をもつためには、保護者の意識の向上が大切です。このため、保護者やこれから親になる方を対象に読み聞かせ等の大切さや意義を伝え、啓発していくことが求められています。

市内保育園の蔵書数・在園児数（平成 27 年度）

保育園名		在園児数	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	共有	合計
		(人)	(冊)	(冊)	(冊)	(冊)	(冊)	(冊)	(冊)	(冊)
市立	和泉保育園	103	41	214	207	78	261	241		1042
	藤塚保育園	94	150		120	100	100	130		600
	駒井保育園	114	50	200	85	150	120	170		775
	駄倉保育園	124	120	50	180	50	130	180	150	860
	三島保育園	108	35	8	157	137	64	75	407	883
私立	多摩川保育園	136	40	80	200	250	250	250	1300	2370
	狛江保育園	91	247			1537			119	1903
	狛江子どもの家	47	70	70	80	85			55	360
	虹のひかり保育園	110	20	30	50	15	15	15	120	265
	ぎんきょう保育園	70							200	200
	東野川保育園 みんなの家	54	15	20	30	180				245
	ベネッセ狛江南保育園	59							156	156
	めぐみの森保育園	119	10	10	20	20	20	20	300	400
	パイオニアキッズ 西野川園	98							160	160

*1 子どもを対象に読み聞かせやストーリーテリングを行う集い。詩を読んだり、わらべうたや手遊びなどを入れることもある。概ね 30 分程度で、10～30 名ほどの人数を対象にして、定期的に開催するのが一般的である。

*2 主に乳幼児から小学校年齢の子どもに、本を読んで聞かせること。絵本の絵を見せながら読んで聞かせるのが一般的だが、物語を朗読する場合もある。

絵本通信の発行 本はともだち

～三島保育園の取組み～

子ども時代に、どれだけ優れた絵本に出会えるか？

絵本に親しんでもらうために、三島保育園は各クラスの絵本のほかに、玄関の脇に貸出し図書コーナーを設けています。0歳児から5歳児までのお子さんが利用している貸出し図書は、今ではすっかり保育園の特色の一つになりました。

さらに、ステップアップし今年から絵本通信を発行、各家庭に配布しています。2か月毎に発行を目指し、保護者向けの本紹介など紙面に載せ情報発信も兼ねています。絵本通信と併せ、保護者から寄せられた感想を掲載します。

『保育園義務教育化』
(古市憲寿 著 小学館 2015 年)

なんだか堅苦しいタイトルのこの本の著者は、独身のアラサー男性(?)です。「自分には子どもがいらないから分からないけど～」と言いつつも、スパパッと保育を巡る問題に鋭く切り込んでいきます。読み始めると面白くて止まらなくなります。

何より読んでいて痛快だったのは、子どもを早い内から保育園に預けることへの罪恶感、3歳児神話(子どもが3歳になるまでは母親の手元で育てた方がよい)を見事にひっくり返してくれたことです。子ども達が保育園で経験する社会勉強は、その後の人生を安定させ豊かにしてくれる素晴らしいものなのだ、と絶賛し、そんな良いものならばいっそのこと義務教育にしてはどうだろう、というのが著者の主張です。どうでしょう。過激ですが、面白いアイデアで共感できませんか？(笑)

通勤中や休憩時間にもサクッと読めて先生方にもオススメです。

<通信に掲載した本を読んだ保護者の感想>



貸出し図書と
絵本通信



本は2か月に1回、
約70冊を入れ替えています。
絵本通信も2か月に1回発行予定

「親子で楽しむ」食育絵本

～狛江こどもの家の取り組み～

子どもたちは、生活と遊びの中で意欲をもって食に関わる体験を積み重ねていくことで、食べる事を楽しむ事を楽しめるようになっていきます。当園は0～3歳児の小さなお子さんをお預かりしている為、保育の中に食育絵本をたくさん取り入れております。

0歳児は安定した人間関係の中でゆったりと優しい声で絵本を読み聞かせることで、初めて口にする食べ物にも興味を示す姿が見られました。例えば夏には、食育絵本ですいかを見た後に本当のすいかに触れました。食べ物を見る、触る、味わう事から絵本を読む事を楽しみました。

1～3歳児では、季節の野菜や四季の行事を楽しむ絵本、友達や保育士と食について会話を楽しむ絵本を見ました。大人気の絵本は、「おやおや おやさい」「おちゃわんかぞく」です。生活に密着した内容や特徴のある絵や表現が子どもの心をつかみ、より一層食べる事に意欲が高まるようです。

そこで、0～3歳児の年齢に合った食べ物を扱った絵本コーナーを給食展示ケースの隣に作り、保育士と栄養士が連携をとり保育園の生活に合った絵本を設置する事が出来ました。展示ケースの隣に置くことで子どもたちは、親子の会話のなかに食べ物の話題が多くなり「ママ、おなかすいた」「おうちに帰ったら〇〇食べたい」などのやりとりが多く聞かれています。そしてお迎えにきた保護者の方と給食の展示を見た後、隣にある絵本コーナーから絵本を選んで借りていく姿があります。

食育絵本から大人も子どもも、その世界に引き込まれ食べ物への興味が深まって、より楽しく食べられるようになっていきます。



<しょくいくえほんコーナー>

赤ちゃんに贈るファーストブック

～図書館のブックスタート事業～

図書館では、赤ちゃんとその保護者が絵本を介してゆっくり向き合い、心ふれあう時間をもつことの大切さをお伝えする「ブックスタート事業」を行っています。司書とブックスタート説明員が、3・4 か月児健康診査の会場で1組ずつ対面して行い、全ての保護者の方に赤ちゃんと一緒に絵本を楽しむ読み聞かせを体験してもらいます。

さらに、その場で絵本1冊と図書館案内などを封入したブックスタートパックをプレゼントします。次の絵本選びの参考に赤ちゃん絵本を紹介したブックリストも同封し、これに掲載している絵本を会場内で展示しています。同時に、赤ちゃんの図書貸出券を登録して作ることもできます。

中央図書館には「赤ちゃん絵本コーナー」を設置し、育児関連の図書や雑誌をそばに置いて、親子一緒に利用できる環境づくりに取り組んでいます。



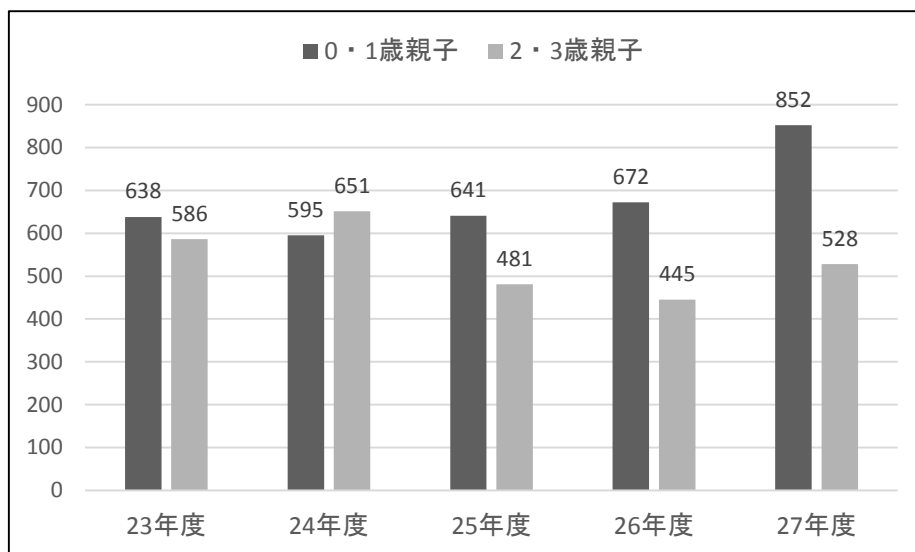
<ブックスタートパック>

布バックの中に、絵本1冊と推薦絵本リストや図書館案内を入れて渡しています。

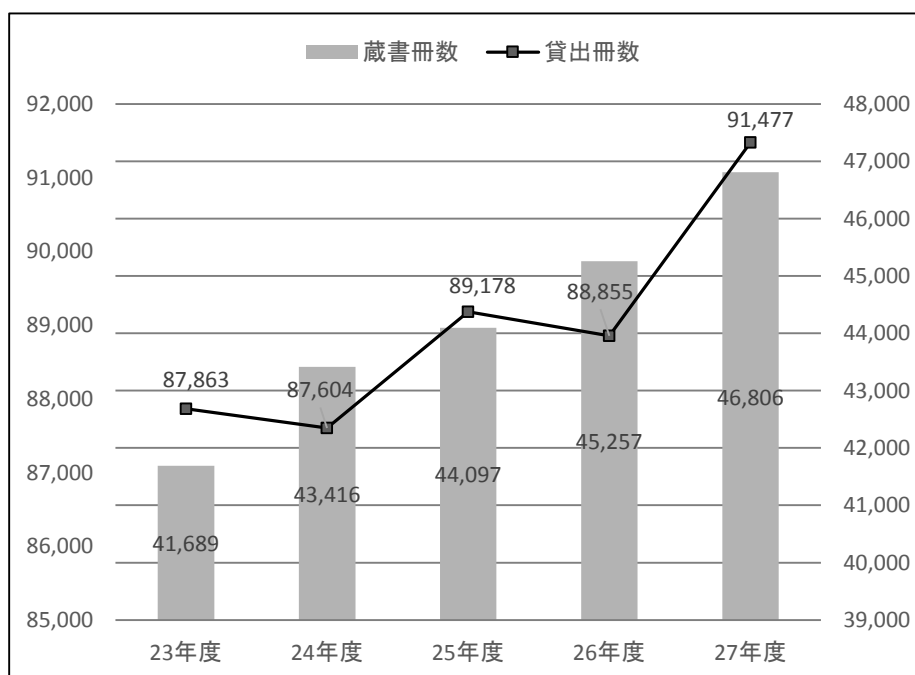
<ブックスタートの現場から>

ある保護者の方が、2人目のお子さんのために来場されました。数種類のプレゼント対象の絵本はもうすでに全部持っているけれど、長子のときに貰った絵本がお気に入りでもう読む気にならなくなったので、同じ絵本がほしいとの希望を受けました。この事業を開始して13年が経過し、継続した取り組みの成果を実感する場面が増えています。

中央図書館の「親子で楽しむおはなし会」参加人数（定期開催分）



中央図書館の児童書貸出冊数と蔵書数の推移（平成 23～27 年度）

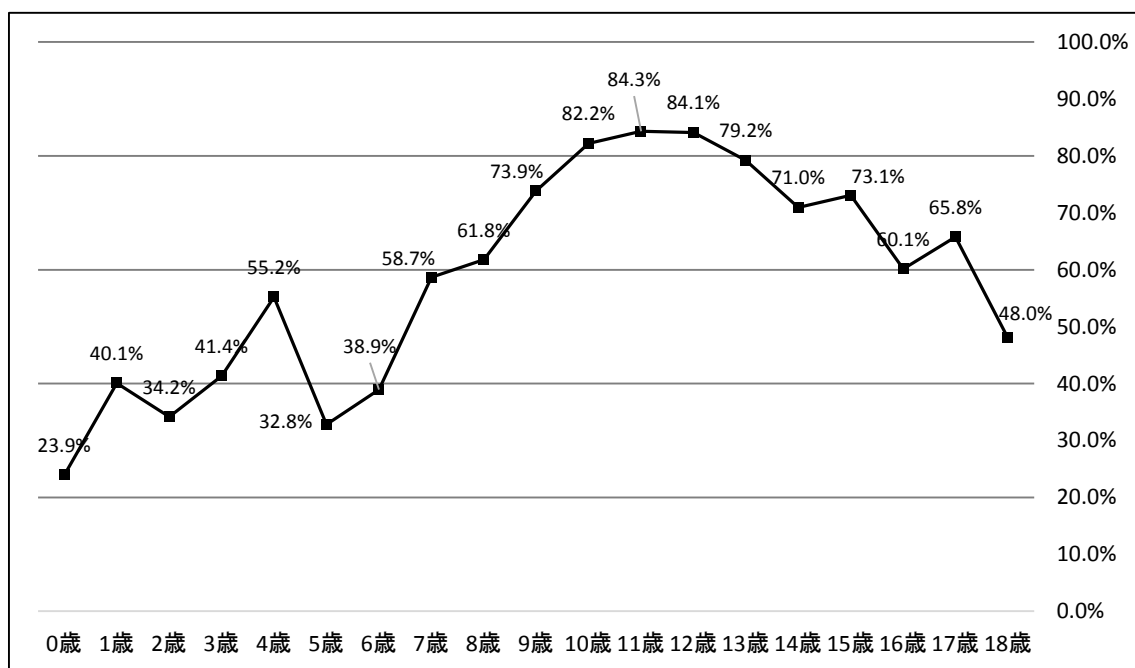


市立図書館における読書環境

		17 年度	22 年度	27 年度
図書館数	(館)	1	1	1
図書関連施設数 (※)	(室)	5	5	5
人口 (0～12 歳)	(人)	7,517	7,454	8,093
児童書蔵書数	(冊)	83,883	92,930	98,985
1 人あたりの児童書蔵書数	(冊)	11.1	12.4	12.2
児童書貸出冊数 (個人)	(冊)	146,915	171,990	184,592
児童書貸出冊数 (団体)	(冊)	3,028	3,767	2,535
人口	(人)	76,000	75,918	80,422
蔵書数	(冊)	269,012	293,891	293,149
1 人あたりの蔵書数	(冊)	3.5	3.8	3.6
貸出冊数 (個人)	(冊)	443,068	521,186	518,653
貸出冊数 (団体)	(冊)	3,559	4,243	3,995

※図書関連施設とは
各地域センター図書室
西河原公民館図書室

0～18 歳の図書館登録率 (平成 27 年度)



2. 小・中学生の読書活動

市立小・中学校においては、平成5年3月に文部科学省が定めた学校図書館図書標準に基づく学校図書館の蔵書充実や、学校司書の全校配置など、ハード・ソフトの両面において読書環境の充実を図ってきました。子どもたちの読書意欲や学習意欲に応えるために、小・中学校における読書活動を支援する市立図書館等の取組みについても連携の強化に努めています。

(1) 小学校

教職員が連携して、児童の読書量を増やすとともに読書の質を高めるためのさまざまな取組みを行っています。

【取組み状況】

〔教職員による働きかけ〕

- ✧ 各学級の担任が読み聞かせを行うことで、日常的に児童が本の楽しさを感じ、次は自分で読みたいとの意欲をもつきっかけとなっています。
- ✧ 専任の学校司書によるブックトーク*1やアニメーション*2は、児童が集団で読書の楽しさを体験し、読書の幅を広げる良い機会となっています。
- ✧ 学校によって、対象学年別の推薦本リスト「狛江本の森 学校図書館活用ノート」(p17 実践レポート参照)を活用し、担任が積極的に児童に声をかけて掲載作品の完読を目指しています。
- ✧ 学校によって、卒業する6年生に向けた「先生のおすすめ本」リストを配布しています。

〔児童による読書交流〕

- ✧ 自分の読書経験をもとに「おすすめカード」を作成し掲示することで、児童が互いの読書活動に影響し合い、本に関する話題を増やすきっかけとなっています。
- ✧ 図書係による学級内の読み聞かせのほか、異学年交流、委員会活動、全校集会など、児童同士の読み聞かせも学校生活のさまざまな場面で行われています。また、学校司書をはじめとした教職員が、本選び等の相談に応じています。

〔読書週間・読書月間の実施〕

- ✧ 年に1～3回の読書週間や読書月間では、児童の読書への関心を高め読書量を増やす働きかけを行っています。毎朝始業前の10分程度を利用して行う「朝読書」の実施や、おはなし会（地域グループによるもの、校長・副校長、専科の先生によるもの）の実施、「読書ビンゴ」や決められた時間に一斉読書を行う「チャレンジ読書」を実施している学校もあります。
- ✧ 一部の学級でミニ・ビブリオバトル*3を実施している学校があります。ミニ・ビブリオバトルでは、人を通して本と出会い、知的好奇心や読書への関心を高め、本の内容を通して他の人の考えを知ることができます。
- ✧ 秋の読書週間に合わせて、各校の学校司書が共同で作成する児童向け推薦本リスト「読書の秋、こんな本どう？」を発行しています。

〔学校図書館だよりの発行〕

- ◇ 児童向け、保護者向けに学校図書館だよりを発行し、日常の児童の読書活動や、学校図書館をはじめとした学校での取組みを紹介しています。

〔学級文庫の設置〕

- ◇ 学級文庫を設置し、児童の身近に本を置くことで、読書習慣を身に付ける環境を整備しています。

〔保護者やボランティアによる読書に関する取組み〕

- ◇ 学校によって、朝の時間や休み時間に保護者による読み聞かせを実施しています。
- ◇ 地域のボランティアによるストーリーテリング^{*4}も年に1回程度実施しています。担任や学校司書以外の人による読み聞かせは、児童にとって読書の幅を広げる良い影響を与えています。耳から聴いたことを想像しながら楽しむストーリーテリングは、集中して物語の世界を楽しむ良い機会となっています。

〔学校間・市立図書館との連携〕

- ◇ 市立図書館では学級文庫用図書の団体貸出を実施し、学校の取組みを支援しています。
- ◇ 総合的な学習の時間で行う探究的な学習等では多数の資料が必要になるため、学校間や市立図書館と連携して資料を準備しています。豊富な資料は、探究型学習^{*5}における児童の学習意欲を引き出し、豊かな学びを保証してくれます。

〔東京オリンピック・パラリンピック開催を踏まえた読書活動の支援〕

- ◇ 東京都が推進する「東京都オリンピック・パラリンピック教育」に基づき、「①ボランティアマインド ②障害者理解 ③スポーツ志向 ④日本人としての自覚と誇り ⑤豊かな国際感覚」を養うための読書活動を支援しています。

【課題】

〔蔵書の充実と環境整備〕

児童の興味関心や発達段階、また季節等の状況に応じて、児童が本を選べるように、学校図書館の環境を整えて、よりよく整備していくことが求められています。また、探究型学習のために豊富な資料を準備すること、学級文庫をより一層充実させることが必要です。

〔児童への働きかけ〕

学年が上がるにつれて、読書量や本に対する関心の差が大きく開いていく傾向にあります。児童一人ひとりの読書力を見極め、それぞれに合った本を選んで手渡すとともに、担任と学校司書が連携しながら児童の読書力を伸ばすため、本の楽しさを味わう体験、本を読む時間の確保が必要です。

〔教育委員会と教職員の連携〕

児童の読書の世界が豊かに広がるように、教育委員会と教職員が連携して、学校図書館のより良い活用を工夫していくことが求められています。

〔各機関・ボランティアとの連携〕

児童が本や物語の楽しさを味わうために、地域のボランティアや保護者と協力して、読み聞かせやおはなし会などを引き続き実施するとともに、学校図書館の取組みを図書館、地域の子ども関連施設に伝え、児童が学校以外でも広く図書資料を手にする環境を整えていく必要があります。

〔特別な支援を必要とする子どもへの対応〕

全ての児童が本に親しめる環境をつくり、読みへの抵抗を和らげる手立てが必要です。

-
- *1 学校のクラスや読書会などの集団に対して、特定のテーマに沿って数冊の本を順序よく組合せ、あらすじや著者紹介などを交えて本への興味を起こさせる技法
 - *2 スペインのモンセラ・サルト氏が、子どもたちに読書の楽しさを伝え、読む力を引き出すために開発したグループ参加型の読書指導メソッド
 - *3 参加者がおすすめの本を持って集まり、一人当たり 5 分の持ち時間でその本を紹介する。それぞれの発表のあとに、質問タイムを設け、最後に、聞いていた人がいちばん読みたいと思った本に投票し、票数が多かった本が「チャンプ本」になる。以上が「ビブリオバトル」の公式ルールだが、小学校では発表を 3 分間にして「ミニ・ビブリオバトル」とすることができる。
 - *4 語り手（ストーリーテラー）が物語を覚えて語り聞かせること。「お話」ということばもほぼ同義として使われている。
 - *5 児童・生徒が主体的に課題を設定し、教科横断的な視点から、問題解決的な活動（①課題の設定 ②情報の収集 ③整理・分析 ④まとめ・表現）が発展的に繰り返されていく一連の学習方法の総称

読書活動の充実と、情報活用のために

～「狛江本の森 学校図書館活用ノート」(小学校用副読本)～

『狛江本の森 学校図書館活用ノート』は、1・2年生、3・4年生、5・6年生用の3分冊からなります。図書の時間を中心に、この副読本を活用して児童の読書活動と学校図書館の情報活用が活発になるように取り組んでいます。

1・2年生では「むしとりゲームにちょうせん」や「しょくぶつずかんを見てみよう」などのページを活用し、楽しみながら図鑑の使い方を学びます。図鑑を使っ
ての学習と読み聞かせ図書を関連づけて選択することで、子どもたちの読書意欲が高まっています。

3・4年生では、「ドーナツチャート」を使って調べ学習のテーマを決めたり、ワークシートを使って、国語辞典・漢字辞典・百科事典・新聞などの利用の仕方を学んだりします。事典類を利用して調べる事に関して児童は意欲的に取り組んでいます。調べ学習のテーマ決めについては教科指導と関連付けて行うことで、より充実した学習ができるようになりました。

5・6年生では、「太陽チャート」を使って、より広い視点から調べ学習のテーマ決めを行ったり、年鑑や新聞の利用法、目的にあった情報メディアの選択の仕方、著作権などについて学んだりします。

教科指導と関連付けて行うことで、より充実した学習ができるようになりました。

和泉小学校では『狛江本の森 学校図書館活用ノート』を利用して学習することで、より探究的な学習を進めることができるようになってきています。



＜和泉小学校図書館＞



「学校図書館活用ノート3・4年生」より

5) 調べることを見つけよう(3年)
ドーナツチャートを利用して
テーマを決めます。

学校図書館と栄養士とのコラボ給食

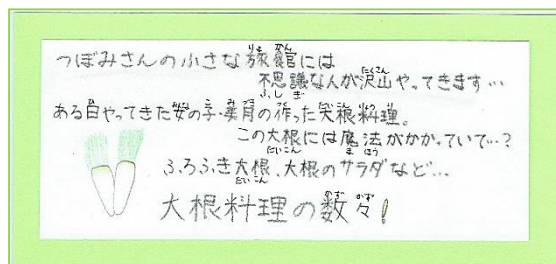
～読書月間に絵本や本に出てくるメニューを給食で～

狛江第六小学校では、6月は読書月間と食育月間の月で、学校司書と栄養士のコラボ企画として、絵本や本に出てくるメニューが給食に登場します。6月8日には『ゆうすげ村の小さな旅館』という本から大根料理、13日が『ぐりとぐら』からカステラ、21日が『だいず えだまめ まめもやし』から大豆もやしラーメン、25日が『ジャムつきパンとフランシス』からミートボールスパゲティという具合に4冊の本から栄養士がおいしいメニューを考えてくれました。さらに児童の委員会活動もコラボ企画に協力します。図書委員会は本のポップ作り、給食委員会はメニューのポスター作り、放送委員会は読書月間中のお昼の放送でメニューの元になった本の読み聞かせをします。全校児童、先生たちも献立表を見て給食を楽しみに待っています。おいしい給食を食べながら絵本や本の話がはずみます。



＜6月1日の朝会の様子＞

図書委員会から読書月間の始まりが告げられ、給食委員会からメニューの発表がありました。



＜図書委員が書いた本の紹介POP（ポップ）＞



＜6月8日の給食メニュー＞

赤米の赤飯、ぶりの照り焼き、
ふろふき大根、大根サラダ、大根入りのおみそ汁

『ぐりとぐら』（中川李枝子 さく 大村百合子 え 福音館書店）
『ジャムつきパンとフランシス』（ラッセル・ホーバン 著 リリアン・ホーバン 画 松岡享子 訳 好学社）
『ゆうすげ村の小さな旅館』（茂市久美子 作 菊池恭子 絵 講談社）
『かがくのとも だいず えだまめ まめもやし』（こうやすむ 文 なかじまむつこ 絵 福音館書店）

緑野小学校「えのき学級」の取組み

＜地域グループによるおはなし会＞

えのき学級では、月に一度の図書の時間に、地域グループの「狛江語りの会 からむし」のみなさんによる読み聞かせを行っています。

活動は、まず手遊びから始まります。子どもたちが和やかなムードになった後に、からむしさんによる語りや本の読み聞かせを楽しみます。とても上手に読んでいただき、子どもたちはあっという間にお話の世界の中へ。からむしさんたちの『本が大好き』という心が伝わってきて、えのき学級の子供たちもとても楽しみにしています。「この本、好きだな。」

「こんな本、読んでほしい。」おはなし会から子どもたちの本の世界もどんどん広がっていきます。子どもたちがリクエストした本を、次のおはなし会で読んでもらうこともあります。また、おはなし会で読んだ本は、えのき学級に貸し出していただいています。

＜特別支援学級でも探究型学習を＞

えのき学級では、継続的に探究型学習も進めています。今年度は自分たちが畑で作っている野菜について調べてきました。自分たちが種まきから始めて毎日の水やり等大事に育て、収穫を迎えておいしく調理して食べる…そんな体験学習の中で、発見したことや疑問に思ったことを図書資料で調べていきました。

それぞれが育てた野菜について学校図書館で資料を提供しますが、中央図書館や市内小・中学校図書館からも相互貸借のシステムでたくさんの資料を集めます。

個々の発達段階に応じた情報を見つけるのはなかなか大変ですが、特別支援学級は介助員の先生方もたくさんいらっしゃるので、手厚い支援を受けながら学習を進めることができます。



＜模造紙にまとめた作品と調べた野菜の本＞

2年生は、色画用紙でキャベツの生長の様子を立体的に表現して発表しました。

（２）中学校

中学生になると多忙になり、図書館へ足を運ぶ機会が少なくなります。本は常に身近にあることが大切です。読書の質と幅を広げるため文学だけでなくノンフィクションの本も充実させています。

【取組み状況】

〔教職員による働きかけ〕

- ✧ 入学時、新１年生を対象に、積極的な図書館の利用を促すためのオリエンテーションを実施しています。
- ✧ 学校によって、朝読書の実施や学期に数回国語科の取組みとして「読書の時間」を設けるなど、読書に親しむ機会をつくっています。また、読書記録や感想文を書く取組みも実施しています。
- ✧ 国語科の授業や宿題として、自分が選んだ本を紹介するPOP（ポップ）カード作りを実施しています。本を選ぶ力、読む力、書く力などを養い、完成した作品は学校図書館や中央図書館で展示されることで励みになります。
- ✧ 朝読書時に学校司書が読み聞かせやストーリーテリングを実施しており、取り上げた本や関連する分野の図書へと生徒の興味を広げています。
- ✧ 授業との連携で学校司書がブックトークを行うと、普段なかなか借りられない本が貸し出されたり予約されたりしています。
- ✧ 教科の課題で図書館資料を使う探究型学習は、生徒が積極的に図書館へ足を運ぶ良い機会となります。
- ✧ 展示コーナーで幅広く図書館の蔵書を紹介し、さらに生徒の興味・関心を喚起するようなテーマ展示を工夫しています。

〔図書委員や生徒による読書交流〕

- ✧ 各学校で図書委員会による便りを発行し、本に関するさまざまな情報や委員会の取組みを発信しています。
- ✧ 朝読書や昼の校内放送でおすすめ本を紹介したり、プレゼンテーションの技術を競う書評合戦（ビブリオバトル）を実施している学校があります。また、図書委員会の提案により昼休みの時間に１クラスずつ図書館へ足を運ぶ「図書DAY」の実施や、年間目標貸出冊数を設定して随時到達状況を記録するなど、学校全体で図書館資料の貸出冊数を増やす取組みも実施しています。
- ✧ 図書委員会で毎月テーマを決め、幅広いジャンルの本を紹介できるようポスターの作成や選んだ本の展示、本を紹介するためのPOP（ポップ）カードの掲示などを実施しています。
- ✧ 「しおりコンテスト」や図書委員会作成のしおり配布などで図書館をアピールしています。

- ✧ 普段学校図書館を利用する機会の少ない生徒たちが、足を運ぶきっかけとすため
に、朗読会、七夕会、クリスマス会などを実施しています。
- ✧ 読書に関するアンケート調査を実施し、生徒の読書状況や図書館資料の購入希望の
把握に努めています。
- ✧ 生徒が選ぶ学級文庫は、朝読書や日常の読書に有効に利用されています。

〔読書週間・読書月間の取組み〕

- ✧ 読書週間・読書月間を設定してさまざまな取組みを行うことで、図書館利用の促進
を図っています。

〔図書リスト・図書館だよりなどの発行〕

- ✧ 各校の司書教諭と学校司書によって選定した推薦図書を紹介する冊子「ようこそ本
の世界へ」は、18のテーマ別に約150冊を掲載し、日常の読書や教科の学習にも役
立てられるよう工夫し作成しています。また、このリストを補完するため、主に近
刊から16冊を紹介するリーフレット「こんな本どう？」を毎年作成し、生徒に配布
しています。
- ✧ 各学校で定期的に図書館だよりを発行し、主に新着図書やその時の注目本を紹介し
ています。また、テーマ別の図書リストも随時発行しています。
- ✧ 「先生のおすすめ本」リストを発行しています。教師・生徒間での話題を増やすき
っかけとなっています。

〔学校間・市立図書館との連携〕

- ✧ 総合や研究授業で多くの資料が必要なおきには、市内の小・中学校や市立図書館の支
援を受け、提供された資料を利用することができます。豊富な資料は、探究型学習
における生徒の学習意欲を引き出し、豊かな学びを保証してくれます。

〔東京オリンピック・パラリンピック開催を踏まえた読書活動の支援〕

- ✧ 東京都が推進する「東京オリンピック・パラリンピック教育」に基づき、「①ボラ
ンティアマインド ②障害者理解 ③スポーツ志向 ④日本人としての自覚と誇り
⑤豊かな国際感覚」を養うための読書活動を支援しています。

【課題】

〔読書時間の確保〕

委員会活動や部活動、塾、習い事などで多忙な生徒が多いなか、読書時間を確保する
ことが求められます。そのため、朝読書や授業のなかで図書館を利用する機会を増やし、
昼休みや放課後の図書館での読書活動を推奨するなど、学校全体として取り組む必要が
あります。

〔生徒への働きかけの充実〕

読書記録を付けることにより日常的に読書活動を応援し、「百人一首大会」「読書会」
などのイベントにより読書に対する動機づけを図ることが必要です。また、授業だけで

なく、昼休みやホームルームなどの限られた時間でも積極的に本を紹介する機会を設けるなど、きめ細かな働きかけも必要です。

〔教職員の連携及び学校図書館の活用推進〕

学校図書館の意義や役割について理解を深めるとともに、読書活動のみならず探究型学習の場として、生徒や教職員に利活用される方法や、放課後や長期休業期間中の生徒たちの居場所として学校図書館を有効に使う手立て等を教育委員会と教職員が連携して考えていく必要があります。

〔各学校図書館・市立図書館との連携〕

生徒たちの自由な読書のニーズに応えるには、学校図書館の蔵書だけでは十分とは言えません。各学校や市立図書館と連携しながら、資料を効率的に利用する手立てを引き続き模索する必要があります。

〔ICT 環境の整備〕

本選びの幅を広げるとともに、授業の取組みにおいては最新の情報を得るためにも紙媒体の資料だけでは十分とは言えません。パソコンや iPad での学習が積極的に取り入れられている今、生徒自身が蔵書の所蔵検索をできる OPAC 端末の設置が求められています。また、さまざまなオンラインデータベースを使えるような ICT 環境も整備する必要があります。

市立小・中学校の学校図書館蔵書数と児童・生徒数（平成 28 年 11 月現在）

学校名		蔵書数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	特別支援 固定学級	合計
		(冊)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
小学校	狛江第一小学校	12,513	114	115	104	93	82	106	16	630
	狛江第三小学校	12,255	73	81	72	74	76	64		440
	狛江第五小学校	12,750	82	85	88	79	93	74		501
	狛江第六小学校	16,210	88	80	101	82	87	92		530
	和泉小学校	12,448	105	111	99	86	80	101		582
	緑野小学校	18,105	86	97	88	99	81	100	13	564
中学校	狛江第一中学校	11,766	133	119	124				23	399
	狛江第二中学校	12,464	146	142	151					439
	狛江第三中学校	11,926	85	79	80					244
	狛江第四中学校	10,571	105	90	98					293

七夕の会・クリスマス会

～図書館に足を運んでももらえたら～

少しでも図書館に足を運んでもらう機会を設けたいと思い、本校では年2回図書委員会主催の行事、七夕の会とクリスマス会を開催しています。この行事自体は前任の司書から引き継いだもので、今年で14年目になります。美術部生徒による七夕やクリスマスの飾りつけがされた背景作品を背に、当初は図書委員による紙芝居、クイズ、ビンゴ大会、吹奏楽部有志によるミニコンサートでしたが、「行事を通して図書館に親しみをもってもらいたい」、「本を手にする機会を増やしたい」、「そこから読書の楽しさを伝えられたら」という思いが強くなり、4年前から司書のミニブックトークと校長によるウクレレ演奏も加わりました。また、参加者も増え活動が活発になったことで、文芸部の部誌の宣伝の場にもなりました。

昨年度、実施した図書館に関するアンケートでは、6割の生徒が行事に参加したことがあると回答し、「七夕の会やクリスマス会に頑張って取り組む、図書委員がすごいと思いました」、「催し物がすごく楽しかった」という声もあり、大きな励みとなりました。七夕の会、クリスマス会ともに学期末の忙しい時期に準備が始まりますが、生徒は一生懸命取り組んでいます。小さな会ですが委員会担当の先生方をはじめたくさんの人の手によって支えられてきた、この行事をこれからも続けていきたいと思っています。



しおりコンテスト

～図書館をもっと身近に～

狛江第二中学校では、昨年度からしおりコンテストを実施しています。

しおりコンテストとは、図書委員会でしおり用紙を配り、生徒が好きなデザインを描き提出します。図書委員は、それを図書室に掲示し、各作品の投票数を集計します。さらに、自分が投票したしおりを欲しい人のためにオリジナルの複製を作ります。昨年度の「あまりしおりコンテストについて告知ができなかった」という反省を生かし、今年は図書館便り・生徒会朝礼・お昼の放送などで広く告知をしました。その結果、昨年度より多くの応募者数・投票数となり来館者も増えました。今、図書室で本を読んでいる生徒の中には、しおりコンテストでもらったしおりを使っている生徒も見受けられます。

今後も、改善点があれば改善し、より良いしおりコンテストになるように努め、図書館をどんな生徒にも身近に感じられるようにしていきます。



<しおりコンテストの様子>



いつもと違う朝読書

～読み聞かせやストーリーテリングを楽しむ～

小学校では当たり前のように行われている読み聞かせやストーリーテリングですが、図書の時間がない中学校では縁がなくなるのが普通でしょう。でも、だからこそ多忙な中学生にほんの短い時間でも絵本やおはなしに触れる時間を作ってあげたいと考えました。

三中では、朝礼のある日を除き毎日朝読書の時間がありますので、火曜日の朝読書の時間をもらって各クラスをまわっています。1 クラス 1 年間に行けるのは 3 回程度ですが、みんな本当によく聞いてくれます。人に本を読んでもらったり、おはなしを聞かせてもらったりする時間は、いくつになってもいいものだと思ってもらえるように取り組んでいます。

それぞれの生徒の好みがわかっているだけに、本選びは楽しくもあり、難しくもあります。クラスの雰囲気や担任の先生の好みも気になります。また、図書館と無縁になってしまっている生徒たちとは、オリエンテーション以外で顔を合わせるのはこの時間だけと思うと、短いけれど本当に大切にしたい時間です。

三中に赴任して7年。毎回ドキドキしながら生徒の前に立っています。

☺朝読書時の読み聞かせの記録から☺

◇1 学期

- 1 年生 絵本『まさ夢いちじく』
クリス・ヴァン・オールズバーグ絵と文 村上春樹訳/河出書房新社
- 2 年生 語り『つつじのむすめ』 松谷みよ子文 丸木俊画/あかね書房
- 3 年生 朗読『梅津忠兵衛』 『怪談－小泉八雲怪奇短編集－』
小泉八雲作 平井呈一訳/偕成社

◇2 学期

- 1 年生 朗読『梨の実』 小山西薫著
『不思議がいっぱいあふれだす！』くもん出版
- 2 年生 絵本『名前のない人』
C・V・オールズバーグ絵と文 村上春樹訳/河出書房新社
- 3 年生 語り『人間だって空を飛べる－アメリカ黒人民話より－』
ヴァージニア・ハミルトン語り・編 金関寿夫訳/福音館書店

◇3 学期

- 1 年生 語り『明かりをくれ！－スペインの昔話－』
『おはなしのろうそく 30』/東京子ども図書館
- 2 年生 語り『猫岳のねこ－熊本の民話－』
『松谷みよ子のむかしむかし 9』松谷みよ子著/講談社
- 3 年生 朗読『夢十夜 第一夜』
『文鳥・夢十夜・永日小品』夏目漱石著/角川書店

☺朝読書時に語りました☺

つつじの花がきれいな季節。つつじは、狛江市の花でもあります。そこで赤いつつじの花の由来についての民話「つつじのむすめ」を2年生に語りました。

離れた村に住む娘と若者が祭りで出会い、若者のことが忘れられない娘はいくつもの山を越えて毎晩若者の元へ通うようになります。はじめのうちは喜んでいた若者も、何かに取り憑かれたような娘の一途さが厭わしくなり、ある夜待ち伏せをして娘を崖に落とし死なせてしまいます。やがてその辺りに真っ赤なつつじの花が咲き乱れるようになりました。それは死んだ娘の血が滴ったものだったので、なんと切ないお話です。

絵本にもなっていますので、読んでみてください。



「借りーライス」 ???

～借りた本の数で完成させよう～

「借りーライス」とは、たくさん本を借りて、「借りーライス」の形を完成させよう！というものです。

全校生徒が借りた本の数が、10冊になると1枚シールが貼れます。生徒総会で図書委員会が今年の目標冊数を提案し、「借り〇〇〇」の名前を発表します。去年は「借りんご」でした。

去年の目標は3000冊で、見事達成しました。今年はみんなで3300冊を目指しています。りんごやカレーの台紙は、司書の浅尾先生の手作りで、目標冊数に達すると絵が完成するようにできています。図書委員会便りで、現在の冊数を生徒に知らせ、読書を呼びかけています。



＜平成 28 年度の借りーライス＞

お皿が完成し、次はルーにかかっています！



＜平成 27 年度の「借りんご」＞
2500 冊くらい読んだところです。

(3) 図書館

【取組み状況】

〔年齢に適した資料の収集と提供〕

- ◇ 子ども自身が自由に本を選ぶ楽しみを手助けするための特集コーナーの設置や推薦本リストを発行しています。

〔学校の夏季休業期間中の対策〕

- ◇ 「夏のこわ〜いおはなし会」や「科学遊び教室」「子ども図書館員」など、普段、図書館を利用する機会が少ない子どもたちも楽しめる催しを行っています。
- ◇ 夏季休業期間中の宿題や自由研究を支援するため、課題用参考図書や作文コンクール課題図書などのコーナーを設置し、特別貸出を行っています。

〔図書館見学・職場体験の受入れ〕

- ◇ 小・中学校からの依頼を受け、集団での施設案内や利用指導、班学習でのインタビュー対応、業務の体験事業を行っています。

〔学校図書館への協力貸出・物流配送〕

- ◇ 各学校図書館を窓口、図書館資料の協力貸出を行っています。毎週1回FAX受付による貸出依頼のほか、インターネット予約や来館取り置き分を含めた資料の配送サービスも行っています。配送は週2回、月曜と木曜に学校専用便を運行し、学校間の相互貸借にも利用されています。
- ◇ 教科に対応する取組みへの支援として、テーマごとの資料セットや郷土学習資料セットのほか、一斉指導や集団読書用に図鑑や絵本・読み物の複本貸出を行っています。

〔学校司書との連携及び活動支援〕

- ◇ 各学校の学校司書と連携し、相互の取組みに関する情報を共有しています。
- ◇ 学校図書館の環境整備に関する助言を行っています。
- ◇ 学校司書が作成する推薦本リストの選定候補作品に関する意見交換を行っています。
- ◇ 「学校図書館連絡協議会」「学校司書・図書館司書連絡会」に出席し、学校図書館の活動を円滑に支援するための調整を図ります。

〔図書関連施設の取組み〕

- ◇ 各地域センター図書室・西河原公民館図書室では、地域の中で子どもたちのより身近にある図書施設として資料提供に努めています。さらに、図書館を経由して小・中学校図書館への資料提供も行っています。
- ◇ 上和泉地域センター図書室では、近隣の緑野小学校が推薦する図書を集めた「緑野文庫」コーナーを設置しています。
- ◇ 西河原公民館図書室では、近隣の和泉小学校や狛江第三中学校と連携し、図書室見学の受入れや除籍した雑誌のリサイクル配布を実施しています。

【課題】

〔蔵書の充実〕

子どもの読書意欲をかきたてる資料の充実に努め、新刊図書の購入を進めるとともに、長く読み継がれてきた絵本や児童文学、ノンフィクション図書などの買い替え補充を行うことが必要です。また、地域グループや保護者による学校での集団を対象に行う読み聞かせ活動を利用目的とした「大型読み聞かせ絵本」などの充実も望まれています。

〔学校図書館との連携〕

市内の限られた図書館資料を効率的に利用するため、現在の配送サービスを維持するとともに、日ごろから学校司書との連絡を密にし、学校図書館における取組みや課題を全体で情報共有することが必要です。

〔特別な支援を必要とする子どもへの資料提供〕

通常の活字による読書が困難な子どものためのバリアフリー関連資料（大活字本^{*1}・点訳絵本^{*2}・点字図書^{*3}・音訳資料^{*4} など）の収集や外国語を母語とする子ども、帰国児童・生徒の読書活動を支援する取組みの研究が必要です。

〔放課後や長期休業期間中の対策〕

学校での読書指導の取組みを支援するとともに、放課後や長期休業期間中の子どもの読書環境の整備にも配慮が必要です。

*1 弱視者（低視力者・高齢者等）のために、大きな活字で印刷された図書。通常 9～10 ポイントの文字を 12～22 ポイントの文字にし、読みやすいように活字を組み直している。

*2 透明なテープに点字を打ち、市販の絵本の活字部分に貼り付けたもの。点字付絵本とも呼ばれ市販されているものは、絵の部分に触って分かるように印刷加工されている場合もある。視覚障がい者と健常者が一緒に楽しめるという利点がある。

*3 視覚障がい者のために点字で書かれた図書。通常の文字（墨字）で書かれたものを点字に打ち直したもの。横書きでかな表記のため、墨字で書かれた図書よりかなりボリュームのある本になる。

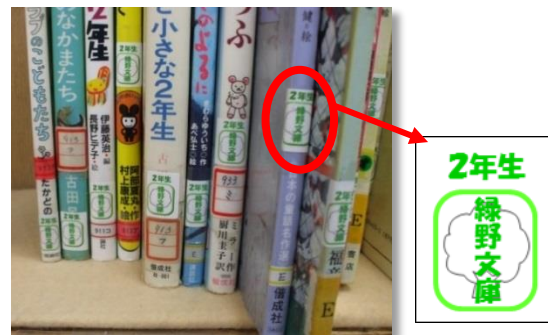
*4 墨字で書かれた図書を視覚障がい者のために音声化した資料で、録音図書や DAISY 図書のこと。情報を声で伝えることを目的として作られている。

地域の小学校と連携して

～緑野文庫の展示～

「緑野文庫」とは緑野小学校の先生が推薦する本で、各学年 20 冊以上あります。上和泉地域センター図書室は近隣小学校である緑野小学校児童の利用も多く、緑野文庫の常設展示を数年前より行っています。現在も学校司書の先生と連絡をとり、変更・追加があれば可能な限り上和泉地域センター図書室でも本を揃えるようにしています。本の背表紙には緑野文庫シールを貼付し、学年ごとに展示しているので、児童にもわかりやすく、当図書室職員も利用者への案内の際に活用しています。

長年にわたるこの取り組みは児童にも浸透している様子で、学校での課題などにも利用する姿がみられます。また、学校と同じ緑野文庫が上和泉地域センター図書室にもあるという安心感から、図書室をより身近に感じているようです。小学校図書館と地域センター図書室、それぞれ特色はいかしくても、どちらも児童にとって利用しやすい空間を作っていけるように先生方と連携をとっていきます。



<シール貼付の様子> ↑

各学年のシールを対象本の背表紙に貼付。
シールは木のイラストを背景に「緑野文庫」と表示しています。

<展示の様子>

高学年は棚の上段（写真上）、
低学年は棚の下段（写真下）に
学年別に設置しています。

子どもたちに笑顔を届ける「おはなし会」

～西河原公民館の取り組み～

西河原公民館図書室では、子どもたちが本に親しみ、楽しさを味わえるように毎週木曜日の午後に「おはなし会」を行っています。図書室の担当職員が紙芝居や絵本の読み聞かせ、折り紙、工作など、さまざまな内容で実施し、子どもたちだけでなく、参加された保護者の方にも楽しんでもらえるように毎回のプログラムも工夫して取り組んでいます。

また、毎週のおはなし会とは別に、クリスマスや公民館事業のいべんと西河原に合わせて「特別おはなし会」も行っています。クリスマス特別おはなし会では、ウクレレによるクリスマスソングの演奏のほか、会場にはサンタクロースも登場します。いべんと西河原特別おはなし会では人形劇で小さな子どもや保護者の方々にも楽しんでもらっており、人形劇の終了後には、人形と握手したり、抱っこしたりできる時間もあり、子どもたちがドキドキ、ワクワクしながら触れ合いの時間を楽しく過ごしています。



<クリスマス特別おはなし会>



<いべんと西河原特別おはなし会>

3. 高校生等の読書活動

義務教育を終えたヤングアダルト（YA）*1の活動範囲や興味は、さらに多方面へ広がっていきます。また、小・中学校時代に読書に興味をもてなくとも、同世代とつながる活動や周囲へ発信する活動を通じて、本の楽しさを知ることもあります。

【取組み状況】

- ◇ 一般書の中にもYA世代に受け入れられる資料を取り入れています。
- ◇ YA向けの新着資料について、特集コーナーを設置しています。
- ◇ YAからの情報を受け取る投書箱を設置し、寄せられた情報を掲示しています。
- ◇ 読書週間に合わせてPOP（ポップ）作成などの読書イベントを企画しています。
- ◇ 高等学校からの要望に応じて、職場体験を受入れています。

【課題】

図書館ではYA向けの資料を収集していますが、現状の施設では資料を利用するための彼らの居場所をつくるのが困難です。YA世代のニーズを把握し、直接彼らに向けて情報発信するには、どのように働きかけていけばよいかを具体的に考える必要があります。



＜高校生の職場体験の様子＞

図書館で貸出・返却業務や本の整備実習を行いました。



＜中央図書館内の掲示＞

応募のあったPOP（ポップ）を対象の本と一緒に並べました。

*1 概ね 12～18 歳までの青年期利用者を指す。他の年代と異なる独自の行動様式や興味を持つため、アプローチの仕方や図書資料の選択にも配慮を必要とする。

4. 地域における読書活動

【取組み状況】

- ✧ 児童館・学童クラブによっては、読み聞かせやおはなし会を実施したり、図書館の団体貸出を受けたりしています。
- ✧ 地域センターによっては、地域ボランティアの協力を得て、季節の行事に合わせたおはなし会等を実施しています。
- ✧ 中央公民館では、小学校低中学年を対象とした公民館事業「子どもの広場」において、図書館主催の特別おはなし会に参加・協力しています。
- ✧ 図書館では、地域のおはなしグループの協力を得て年齢別のおはなし会を実施しています。また、保護者や市民を対象とした「児童行事実技講座」の開催や、「子どもの読書の日」に関連したイベントを実施し、地域の子どもやその保護者が、本に親しむ機会の創出や支援を行っています。
- ✧ 各地域センター図書室、西河原公民館図書室では、図書館と連携して図書室を運営し、地域でより身近な子どもたちへの資料の提供に努めています。

【課題】

- ✧ 地域で子どもの読書活動に関わるボランティアについて、情報の一元化や連携のあり方の検討が課題となっています。また、地域において活動を希望している方々には、その活動の場を提供する仕組みづくりが求められています。
- ✧ 公民館、地域センター、図書館の連携した取組みの強化が必要です。

図書館による「子どもの読書の日」関連イベント（平成 24 年～28 年度）

年度	内容
平成 24 年度	特別おはなし会「パパと楽しむおはなし会」
平成 25 年度	簡易製本教室「オリジナル読書ノートをつくろう」
平成 26 年度	バリアフリー絵本展「さわってみよう！布の絵本と点字絵本」
平成 27 年度	人気投票「ぼく・わたしの好きな図書館で会える絵本」
平成 28 年度	人気投票「絵本キャラクターグランプリ」 特別貸出「ひみつのこづつみ どんな絵本が入っているかお楽しみ！」

図書館による児童行事实技講座の実施状況（平成 23 年～27 年度）

年度	内容	参加人数
平成 23 年度	「小学生に本を読むこと」 講師：尾野三千代氏（和光大学非常勤講師）	16 人
	「おはなしおばさんの小道具づくり」 講師：藤田浩子氏（幼児教育者、語り手）	20 人
	「やさしい製本と絵本の修理」 講師：図書館職員	6 人
	「絵本を点訳してみよう（点字体験）」 講師：伊藤聡子氏（点字技能士）	24 人
平成 24 年度	「読み聞かせボランティア入門」 講師：尾野三千代氏（和光大学非常勤講師）	39 人
	「あそべやまんば お手玉とあやとりの会」 講師：藤田浩子氏（幼児教育者、語り手）	16 人
	「針と糸を使った読書ノートづくり」 講師：横溝真由美氏（図書館ボランティア）	19 人
平成 25 年度	「絵本は育児書 私が役立てた本・役立った本」 講師：藤田浩子氏（幼児教育者、語り手）	29 人
	「心と心を結ぶ布の絵本」 講師：渡辺順子氏（東京布の絵本連絡会代表）	30 人
平成 26 年度	「子どもたちと読書の幸せな出会いのために」 講師：佐藤凉子氏（子どもと読書のコーディネーター）	28 人
	「かたれやまんば 藤田浩子の語りを聴く会」 語り：藤田浩子氏（幼児教育者、語り手）	28 人
	「ストーリーテリングを楽しむ会」 語り：佐藤凉子氏（子どもと読書のコーディネーター）	55 人
平成 27 年度	「かたれやまんば 藤田浩子の語りを聴く会」 語り：藤田浩子氏（幼児教育者、語り手）	30 人

手づくりに思いを込めて・バリアフリー絵本

～図書館ボランティアの取組み～

中央図書館では、市販されている図書や雑誌のほかにも、さまざまな資料を揃えています。中でも墨字による読書の困難な方や障がいのある子どもたちのために用意しているのが、バリアフリー絵本（布の絵本・点字絵本）です。いずれも図書館主催の実技講座をきっかけに発足したグループによって製作された作品を貸し出しています。

<布の絵本>

図書館で所蔵している布の絵本は、布地にイラストを転写しただけの市販品と違い、フェルトでかたどったパーツを縫いつけ、紐やボタンを用いた楽しい仕掛けが工夫されています。聴覚や触覚、手足の運動などに障がいのある子どもや高齢者に有用だけでなく、全ての子どもと保護者のコミュニケーションアイテムとしても利用できます。ひとつの作品を仕上げるのに数ヶ月かかることもあり、どれも手づくりのぬくもりにあふれています。これまでに40点以上の作品を完成し、多くの方にご利用いただいています。



<点字絵本>

点字は指で触って読む文字です。点字を書くには「点字器」と「点筆」という道具を使い、五十音を覚えるだけでなくさまざまな決まりを勉強する必要があります。

中央図書館で製作している点字絵本は、市販の絵本の文章を点訳し、透明な粘着シートに点字を打って絵本のページに貼り付けています。これは、子どもに絵本を読んであげたいと思う目の不自由なお母さんやお父さんなど大人が、子どもに絵を見せながら点字の文を読むことができるように作られています。他に、市販されている「てんじつきさわるえほん」などは、文字だけでなく絵の部分も触図として加工され、見える人も見えない人も楽しめる絵本として作られています。最近ではこうした本の出版点数が増え、『ぐりとぐら』『しろくまちゃんのほっとけーき』など、子どもたちに長く愛されてきた絵本も登場しています。



<絵本点訳グループの勉強会の様子>

本を通じてコミュニケーションへ

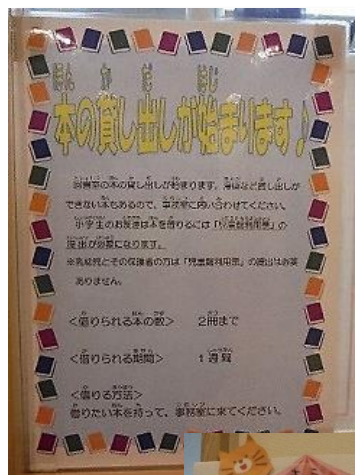
～心を育む事業～

和泉児童館は今年建替え工事を終え、リニューアルオープンしました。以前の施設と比較すると図書室の大きさは3分の1程度に縮小しました。4月当初は、「狭くなった。」「本が少なくなった。」との声が聞かれましたが次第に「なんだか落ち着く。」「何の本があるかすぐ分かる。」と図書室を利用する子どもたちが増えていきました。1冊の本にお友達と顔を寄せ合いながら読む姿や上級生が下の子たちに読み聞かせをしている姿が見られます。室内にいる子ども同士の距離が近い分、心の距離も縮まり、新しい友達関係も築けるようになっていきました。

中央に机があり周りが本棚に囲まれた空間は、ちょっとした時間の合間に本を手に取りやすい環境にもなっています。そこで本の面白さを知る子もいます。

また、図書館までは少し距離があるけど、読書したいという子どもや宿題で調べものをしたいと利用してくれる子どももいます。

さらに子どもだけに留まらず、保護者の方や地域の方々も立ち寄ってくださったり、本を借りていかれたり地域での役割も果たしています。



＜図書室の様子＞

小学3年生による紙芝居の読み聞かせ

～帰りの会での活動～

東野川学童保育所では、帰りの会の時間を活用し3年生による紙芝居の読み聞かせを毎日行っています。その日のリーダー・サブリーダーが図書館から借りている紙芝居の中から選びます。「どれにする？」「これがおもしろそうだよ」等々、相談をしながら、季節に応じたもの、題名を見てイメージを膨らませながらじっくりと選んでいます。

3年生が行う紙芝居の時間を1年生から3年生、私たち支援員はとても楽しみにしています。また1年生から2年生は、「3年生になったら紙芝居の読み聞かせができる！」という期待をもっています。

活字離れ・読書離れと言われる子どもたちが、この時間を使って紙芝居に触れることで、昔話や語源の由来も知る良い機会になっています。また、言葉を学び、感性や表現力を高めていくきっかけとなつてほしいと願っています。



<上手に読み聞かせをしています>

「どれにしようかな～？」



障がいのある子どもたちの世界を広げる読書活動

～放課後等デイサービスでの取り組み～

福祉ネット「ナナの家」グループの放課後等デイサービスには、小学生から高校生までの障がいのある子どもたちが放課後、毎日元気に通ってきています。本のストーリーを楽しむ子どももいれば、絵本の色や言葉のリズムを楽しむ子どもも。楽しみ方はそれぞれですが、子どもたちは本が大好き。ナナの家の実践を報告します。

☆くーすけおはなし会☆

毎月1回、くーすけのみなさんがおはなし会を開いてくださっています。なかなか集中がもたなかったり、興味をもつものが少なかったりする子どもに対して、「どうしたら楽しめるか」と手遊び・歌を入れたり、本の選び方を考えたり……工夫を重ねていただいています。子どもたちにとって本の世界だけでなく、地域の人とつながる大切な機会になっています。



☆みんなの会のおはなしタイム☆

みんなの会では、当番で子どもが自分たちで読み聞かせを行う時間を設けています。CDを使いながらの大型絵本は、それがないと帰らない！という子どもが出るほどの人気。繰り返しいつもの時間をもつことで、みんなが静かにじっと絵本を見つめるようになりました。前に出てページをめくるお兄さん、お姉さんの役が子どもたちにとって憧れにもなっています。



☆読書スペース☆

子どもたちが自然と集まる読書スペースをつくっています。それぞれの好きな本を手にとって集中しています。支援員と一緒に本を読む子どももいれば、いつものお気に入りの本を自分で読む子どももいます。気持ちを落ち着けたいとき、読書スペースに行って、本を読む子どももいます。



おはなしの世界をたくさんの方に

～狛江おはなしの会くーすけ～

狛江おはなしの会くーすけは、絵本や語りの楽しさを地域の方々と共有する活動を長年に渡り続けています。中央図書館での「親子で楽しむおはなし会（毎月第2・4木曜日）」や「子どもおはなし会（毎月第1水曜日を担当）」への協力が主な活動ですが、狛江第三小学校の読書週間に合わせて各クラスにおはなしを届ける活動も9年目になりました。その他に、地域の団体や施設からの依頼で出張おはなし会を行うこともあります。

中央図書館のおはなし会では、語りとともに、ぜひ子どもたちに出会ってほしい絵本を選んで、手遊びなども交えて楽しい時間になるようにしています。いつも子どもたちの笑顔に支えられて、私たちにとっても楽しい時間です。特に親子おはなし会では、育児に忙しいお母さん方が時間に合わせてきてくださることにとっても感謝しています。お母さん方のほっとする時間に…そして子どもたちに本好きおはなし好きになってほしい…と願いながら日々活動しています。

◇ある日のプログラム（2・3歳向け）◇

絵本『やさい』 平山和子/作 福音館書店

おはなし『ふたりのあさごはん』
「おはなしのろうそく」（東京子ども図書館）より

♪キャベツはキャキャキャ（手遊び歌）

絵本『せんをひく』
砂岸あろ/ことば 大倉侍郎/せん 福音館書店

♪いっぽんばし（わらべうた）

絵本『もりのパン屋さん』
松谷みよ子/ぶん ひらやまえいぞう/え 童心社

♪パンのうた（手遊び歌）



<中央図書館のおはなし会>



<定例会の様子>

第3章 計画の基本的な考え方

第二次計画までは、狛江市の子どもたちが、学校等や図書館を通じて読書に親しみ、自主的な読書活動ができるよう、主に教育委員会が主体となって環境の整備に取り組んできました。第三次計画では、これまでの成果を踏まえ、以下の3点を継承し、あらゆる機会とあらゆる場所において子ども自身が成長や興味に応じて本の楽しさを発見し、豊かに表現する力を育むことができるよう、教育委員会と子ども関連施設を所管する関係部局とが連携して、さらに子どもの読書活動を推進する環境の整備に取り組めます。

<計画のポイント>

乳幼児期からの読書活動と 保護者への支援を推進



子どもの生活範囲や成長段階に応じて、読書に十分に提供するため、子ども関連施設での取組みを強化します。

『学びを支える学校図書館』の実現に向けた取組みの充実

小・中学校での読書指導の充実を図るとともに、司書教諭や学校司書をはじめとする全教職員による学校図書館を活用する学習を広く展開します。

家庭、地域、学校等の連携による行政と市民との協働

子どもと本を結びつけるために、各機関が協力し、地域の方々との協働により読書活動を推進するとともに、子どもの読書の大切さを家族や子どもの身近にいる大人が理解するための啓発活動を実施します。

第4章 計画の内容

子どもが読書活動に親しむとともに、自らが成長や興味に応じて本の楽しさを発見することによって、豊かな人間性と学び考え生きる力を育むよう、読書活動を推進する環境を整備するためには、成長段階に合わせた取組みを行うことが必要です。乳幼児期、小・中学生、青少年の成長段階に合わせて、家庭をはじめ、市の子ども関連施設や図書館等で、子どもに直接働きかける読書活動と、活動を推進するための諸条件の整備を行います。また、これを支える地域の活動も大切です。

1. 乳幼児期の読書活動推進

乳幼児の心の発達には温かな語りかけが必要です。ぬくもりの中で優しいことばを聞き、人と心を通わせて信頼関係を築くことで成長していきます。

(1) 乳幼児期の読書活動

①これから親になる方への絵本の読み聞かせ案内

【図書館、健康推進課】

絵本の読み聞かせやわらべうたは、親子がふれあうきっかけを作る役割を果たします。父母やその他の保護者による積極的な語りかけの重要性について広く理解を促し家庭での実践につながるよう努めます。

ア. 妊娠中の方や「ママパパ学級」の参加者に、図書館利用案内や推薦絵本リストを配布します。

②ブックスタート事業の継続

【図書館、健康推進課】

乳幼児期から身近に本のある環境を作り、本に親しむ機会がもてるよう努めます。

ア. 3・4か月児健康診査の会場で、図書館職員が絵本の読み聞かせを行い、その絵本を1冊贈呈します。

イ. 図書館が作成した対象年齢別の絵本リストを配布し、健康診査の会場で手に取れるよう、図書館の絵本を展示します。

ウ. 保護者向けの図書館利用案内を配布します。

エ. 健康診査の会場で、希望する保護者と対象のお子さんの図書貸出券を作ります。

③各施設による取組み

【児童館・児童センター、子ども家庭支援センター、各地域センター、公民館】

乳幼児関連のイベントを開催し、地域交流の機会がもてるよう努めます。

ア. 地域のおはなしグループによるおはなし会などを積極的に行います。

イ. 乳幼児の保護者を対象とした講座や講演会を企画します。

④保育園における読書活動の充実

【保育園】

乳幼児が日々の生活の中で本に親しむために、保育園における読書活動の充実を図ります。

- ア．乳幼児の発達に適した蔵書の充実に努めます。
- イ．図書館の団体貸出を活用します。
- ウ．保育士は、日常の保育の中で継続して読み聞かせを行います。
- エ．地域のおはなしグループによる読み聞かせやおはなし会を企画します。
- オ．地域交流（地域の未就学児とその保護者を対象にした行事）において、積極的に乳幼児が本に触れる機会を設けます。

⑤図書館における読書活動の充実

【図書館】

図書館では、乳幼児の好奇心や感性を養うのに有用で、特に長く読み継がれている絵本を中心に、より良い絵本を選定しその収集と提供に努めます。また、子ども関連施設への団体貸出を充実します。

- ア．数ある絵本の中から、特に乳幼児向けの作品を集めた「赤ちゃん絵本コーナー」を設置し、手に取る保護者が選びやすい工夫をします。
- イ．初めて赤ちゃん絵本を選ぶ人にもわかりやすく、月齢に応じた絵本を紹介するリスト「赤ちゃんに贈るファーストブック」の活用に努めます。
- ウ．年齢別のおはなし会や季節の行事にちなんだおはなし会、ゲストを招いた特別おはなし会を実施し、乳幼児が絵本やわらべうたに親しむ機会を設けます。
- エ．図書館が作成する絵本リスト「赤ちゃんに贈るファーストブック」「図書館で会える絵本」に掲載の絵本を中心に、季節やテーマに応じた年齢ごとの絵本セットを準備し、子ども関連施設に団体貸出を行います。
- オ．外国語を母語とする子どもや帰国児童の支援のため、外国語の絵本を充実させます。
- カ．バリアフリー関連資料の収集に努め、市販の点字付き絵本を購入するとともに、布の絵本の製作や絵本点訳に取り組めます。

（２）乳幼児期の読書活動推進のための諸条件の整備

①家庭における読書支援のための取組み

【図書館】

- ア．ブックスタートを経て、その後の読み聞かせ活動を継続して実践できるよう、１歳半を過ぎる頃までの家庭での取組みを支援するフォローアップ事業のあり方について検証します。
- イ．乳幼児と一緒に図書館を来館する保護者のための利用案内を作成します。

ウ．上記の利用案内をブックスタート事業や子ども関連施設で配布します。

②読み聞かせに向く絵本のリストの作成・配布

【図書館】

多くの絵本の中から何を選んだらよいか迷う保護者等に向けた紹介リストを作成し、配布します

ア．「赤ちゃんに贈るファーストブック」「図書館で会える絵本」を作成し、必要に応じて見直しを行い、常に魅力ある新鮮な情報を提供します。

イ．上記のリストに掲載した絵本コーナーを設置し、貸出利用を促進します。

ウ．読み聞かせの記録を付ける読書ノートの作成・配布を検討します。

③各施設における読書活動の広報

【児童館・児童センター、各地域センター、公民館、図書館】

各関連施設における絵本の読み聞かせ等の読書活動について、保護者の目に留まるような広報に努めます。

ア．狛江市子育てポータルサイト「こまえ子育てねっと」を活用します。

イ．各施設のイベント情報案内等、図書館の「図書館だより」及び図書館ホームページで広報を行います。

④保育園における図書の充実と保育士の研修

【保育園、図書館】

乳幼児が身近なところで本と親しむために、図書の充実を図り、職員の研修を行います。

ア．計画的に図書の充実を図ることに努めます。

イ．図書館の団体貸出や配本サービスを活用します。

ウ．保育士同士の情報交換や研修の機会を設けます。

⑤図書館における乳幼児向け資料の充実と図書館職員の研修

【図書館】

乳幼児と保護者が近隣の図書館や図書室で本と親しむために、図書の充実を図るとともに職員の研修を行います。

ア．乳幼児向けの資料について、新しく出版される絵本から適切なものを選書するとともに、長く読み継がれている定番の本を必要に応じて買い替え補充し、利用に供します。

イ．都立図書館等の研修の機会を利用し、職員の子どもと本をつなぐ能力向上に努めます。

⑥保育園への団体貸出と配本サービスの拡充

【図書館】

子ども関連施設の図書の充実を支援するため、図書館からの配本サービスを実施します。

- ア. 図書館が作成する絵本リスト「赤ちゃんに贈るファーストブック」「図書館で会える絵本」に掲載の絵本を中心に、季節やテーマに応じた年齢ごとの絵本セットを準備し、子ども関連施設に団体貸出を行います。

⑦全ての子どもとその保護者のための読書相談及び資料の収集と提供

【図書館】

特別な支援を必要とする子どもとその保護者へ、それぞれのケースに応じた読書活動の支援を行います。

- ア. 「布の絵本」や「絵本点訳」の製作グループによる活動を支援し、図書館資料として所蔵することで提供と普及に努めます。
- イ. 外国語の絵本を収集します。
- ウ. 希望図書の音訳を行います。
- エ. DAISY（デイジー）図書^{*1}を活用します。
- オ. 利用支援サービス（障がい者サービス）の案内書を作成し、保育園や狛江市市民活動支援センター「こまえくぼ1234」等に配布します。



^{*1} Digital Accessible Information System＜アクセシブルな情報システム＞の略。視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な人が使用するデジタル録音図書。近年、識字障害や学習障害等のために音声・テキスト・画像・データなどを再生するマルチメディア DAISY も普及してきている。

2. 小・中学生の読書活動推進

小学生になり学年が上がるにつれて、読書量や本に対する関心の差が大きく開いていく傾向にあります。さらに、中学生になると学校図書館に足を運ぶ時間も限られてきます。小学校の取組みによって培われた読書力や読書体験を途切れさせることなく、中学校で継続させるための取組みの工夫が求められます。学校図書館の蔵書や設備を充実させるとともに、運営体制を強化し、学校図書館の利活用を推進していきます。

(1) 小・中学生の読書活動

①児童・生徒の読書活動のさらなる展開

【小・中学校、指導室】

各学校の特色に応じた読書活動の充実と展開を図ります。

ア. 「粕江本の森 学校図書館活用ノート」や「ようこそ本の世界へ」等を活用します。

イ. 児童・生徒が読書する時間の確保に努め、一冊を読み通す達成感を体験させるための読書イベント等を企画実施します。

ウ. 児童・生徒の興味関心や発達段階に応じて、自ら本を選び読書の幅を広げるための展示や掲示を工夫します。

エ. 自ら友達や同世代に向けて読書の楽しさを発信する活動を通じ、児童・生徒同士が交流できるよう取組みます。

オ. 委員会活動では、校内において学校図書館が身近な学びの場であることが伝わる活動に取り組めます。

②資料を使った課題解決の支援

【小・中学校、指導室、図書館】

児童・生徒が楽しく読書するだけでなく、各教科・領域や総合的な学習の時間に活用できる学校図書館を目指します。

ア. 児童・生徒が課題を解決するための手助けとなるような資料を揃え、資料の使い方など、必要な指導や助言を行います。

イ. 学校の夏季休業期間中の宿題や自由研究を支援します。

③図書館見学・職場体験の受入れ

【図書館】

図書館の仕事を体験することで、より一層、本や図書館に親しみをもつことができるよう、積極的に受入れを行います。

ア. 小学生の校外学習の一環として、集団での施設案内や利用指導を行う機会をつくります。

イ. 中学生の職場体験を受入れ、図書館の仕事を体験する機会をつくります。

ウ. 夏季休業期間に小学生を募集し、「子ども図書館員」として図書館の仕事を体験する機会をつくれます。

④ 児童館・学童クラブにおける読書活動の推進

【児童館・学童クラブ】

小・中学生が身近なところで本と親しむために、児童館・学童クラブでの読書活動の充実を図ります。

ア. 児童館・学童クラブでは、職員等による読み聞かせの時間をもつとともに、地域のおはなしグループによるおはなし会を企画します。

イ. 図書館の団体貸出を活用します。

(2) 小・中学生の読書活動推進のための諸条件の整備

① 学校図書館の蔵書構成及び更新

【小・中学校・学校教育課・指導室】

児童・生徒が身近な場所で本と親しむとともに、各教科・領域や総合的な学習の時間に利用しやすい蔵書構成を目指した蔵書の充実と更新を図ります。

ア. 児童・生徒の読書意欲をかきたてる資料を揃えるため、資料の購入費を確保し、計画的な購入に努めます。

イ. 各教科や総合的な学習の時間に利用するための資料の選択・収集に努めます。

ウ. 学級文庫用図書の充実に努めます。

エ. 不必要になった資料の定期的な払い出しや除籍を行い、蔵書の更新・補充に努めます。また、そのための除籍の基準を検討します。

② 学校図書館システムの運用

【小・中学校・指導室】

学校図書館システムの運用により、貸出・返却・予約・統計・蔵書点検等の業務を円滑に行います。

ア. 学校司書や司書教諭への操作研修を実施します。

イ. 学校図書館の運営に各種統計を参照するため、分類等の共通化に努めます。

③ 学校図書館設備の充実

【学校教育課、小・中学校、指導室】

学校図書館が、児童・生徒にとって安全で親しみやすく心の居場所であるとともに、学習や読書活動に役立つ環境整備を図ります。

ア. 児童・生徒の利用動線に配慮し、書架配置や案内表示の見直しを行います。

- イ. 空間の確保、椅子・本棚等の不足や老朽化への対応に努めます。
- ウ. 児童への読み聞かせスペース、生徒が集中して学習できる机の配置等の工夫に努めます。
- エ. 児童・生徒が自ら蔵書を検索できる OPAC*¹ 端末等の設置を検討します。

④ 学校図書館連絡協議会の開催、研修の実施

【小・中学校、指導室】

学校図書館の運営には、利用指導計画を立案し実践する司書教諭と、それをサポートする学校司書の連絡調整が欠かせません。司書教諭の資質と能力の向上に取組み、専門的な知識・経験を深めるための実務研修を行います。また、校長は司書教諭や学校司書と協力し、学校図書館の業務が円滑に行われるよう努めます。

- ア. 校内に学校図書館活用委員会を設置し、学校全体で学校図書館を活用します。
- イ. 学校図書館の運営に必要な能力を司書教諭が身につけるための研修の機会をつくれます。
- ウ. 小・中学校の司書教諭と学校司書が、連携を図るための合同連絡協議会を開催します。
- エ. 学校図書館の校内運営及び学校間の連携のあり方について協議し、共有ガイドラインを作成します。

⑤ 学校図書館と市立図書館の情報共有

【小・中学校、図書館、学校教育課、指導室】

小・中学生の読書活動の推進を図るため、学校図書館と市立図書館は情報を共有します。また、学校図書館の運営が円滑に行われるよう、学校図書館及び図書館との連絡体制を整備するとともに実務に必要な研修を実施します。

- ア. 学校図書館連絡協議会へ図書館職員が参加し、情報共有を行います。
- イ. 小・中学校の学校司書と図書館職員が、連携を図るための学校司書・図書館司書連絡会を開催します。
- ウ. 図書館ホームページ上の掲示板を、各学校図書館及び図書館との情報共有に活用します。
- エ. 業務を円滑に行うための、学校図書館実務マニュアルの作成をします。
- オ. 業務を行うために必要なことを学べるような実務研修を実施します。

*1 Online Public Access Catalog <オンライン利用者用目録>の略。図書館に所蔵している資料の情報をコンピュータに記録し、利用者自身が端末機で蔵書データベースを検索することができるようにした目録システムのこと。

⑥ 市立図書館における小・中学生向け資料の充実

【図書館】

小・中学生が市立図書館で本と親しみ、本を通じて学ぶことができるよう、資料の充実を図ります。

- ア. 小・中学生向けの資料について、新しく出版された本から適切なものを選書するとともに、長く読み継がれている本を必要に応じて買い替え補充し、利用に供します。
- イ. 小・中学生のさまざまな興味に応えられるよう、各分野の資料を揃えます。
- ウ. 郷土学習に関連する地域資料を積極的に収集します。

⑦ 市立図書館による学校図書館の支援

【図書館】

小・中学生が身近な学校図書館で本と親しみ、学習することができるよう、学校図書館の取組みを支援します。

- ア. 図書館から学校への配送便を週2回運行し、学校図書館から要望のあった資料の貸出を行います。
- イ. 学習テーマに応じた資料セットや郷土学習資料セットのほか、一斉指導や集団読書用に図鑑や絵本・読み物の複本を揃えます。
- ウ. 学級文庫用図書を準備し、必要に応じて配本します。

⑧ 市立図書館ホームページ「こどもページ」の活用

【図書館】

子どもの読書活動を支援するための取組みについて、図書館ホームページで情報を発信します。

- ア. 子どもが自分で図書館の蔵書検索をできるようにします。
- イ. 子どもの読書活動に関する取組みの情報を掲載します。
- ウ. 学校図書館の支援に関する取組みの情報を掲載します。

⑨ 児童館・学童クラブにおける図書の充実

【児童館・学童クラブ、図書館】

小・中学生が身近なところで本と親しむために、児童館・学童クラブでの図書の充実を図ります。

- ア. 児童館・学童クラブでは、計画的に図書の充実を図ることに努めます。
- イ. 図書館では、児童館・学童クラブへ団体貸出を行います。

⑩ 東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた読書活動の支援

【小・中学校、図書館】

東京都が推進する「東京オリンピック・パラリンピック教育」に基づく読書活動を支援します。

- ア. オリンピック・パラリンピックを理解するための資料の充実に努めます。
- イ. 異文化を理解するための資料の充実に図ります。
- ウ. 日本の伝統文化が理解できる資料の充実に図ります。

⑪ 全ての児童・生徒とその保護者のための読書相談及び資料の収集と提供

【小・中学校、指導室、図書館】

特別な配慮を必要とする児童・生徒とその保護者へ、それぞれのケースに応じた読書活動の支援を行います。

- ア. 学校図書館では、読書補助用具^{*1}を備え、読みへの抵抗を和らげる手立てを考えます。
- イ. 学校図書館では、館内掲示を大きくし、手順をわかりやすく表示するためピクトグラム^{*2}を添えるなど、文字だけに頼らない工夫をします。
- ウ. 学校図書館では、特別支援学級（固定学級）^{*3}の読書活動を支援する取組みに努めます。
- エ. 図書館では、バリアフリー関連資料の収集と提供に努めます。
- オ. 図書館では、利用支援サービス（障がい者サービス）の案内書を作成し、小・中学校や粕江市市民活動支援センター「こまえくぼ1234」等に配布します。
- カ. 図書館では、特別支援学級（固定学級）の施設案内のための来館に対応するとともに、特別な支援を必要とする児童・生徒の職場体験を受入れます。

⑫ 小・中学生の読書活動の状況調査

【指導室、図書館】

粕江市の小・中学生の読書活動の状況を定期的に確認することによって、現状の把握に努めるとともに、読書活動推進を図る取組みの成果を検証します。

- ア. 小・中学生の読書活動の状況を調査し、小・中学生の読書活動推進を図る取組みの見直しを検討します。

^{*1} そのままの活字では読書にくい人を補助する用具。ルーペ・拡大読書器・リーディングトラッカー等をいう。

^{*2} 「絵文字」とも呼ばれる。単純な構図で表され、情報や注意を示すために表示される視覚記号（サイン）のこと。

^{*3} 教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のために開設される学級。「固定」と「通級」があり、「固定」は特別支援学級に籍をおいて指導を受けている。一方、「通級」は通常学級に在籍し、必要な指導を特別の場で受ける教育形態である。

3. 高校生等の読書活動推進

義務教育後のヤングアダルト（YA）世代の読書活動では、自ら考え判断し進学や就職などこれからの進路に向き合うとき、本を活用することが望めます。また、同世代と読書を通じてつながる活動や、周囲へ発信する活動を推進します。

（1）図書館におけるヤングアダルト（YA）サービスの充実

【図書館】

高校生等が市立図書館で本と親しみ、本を通じて学ぶことができるよう、YA資料の充実を図ります。

- ア. YA世代のさまざまな興味に応えられるよう、各分野の資料を揃えます。また、対象者向けの新着図書などを特集コーナーで積極的に紹介します。

（2）都立狛江高等学校と市立図書館の連携

【図書館】

都立狛江高等学校では、市外から通う生徒も多いため、まず狛江市の図書館について知る機会をつくり、連携のあり方を検討します。

- ア. 都立狛江高等学校へ、市立図書館の利用案内を配布します。
- イ. イベントのお知らせや「図書館だより」などを配布します。

（3）東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた読書活動の支援

【図書館】

東京都が推進する「東京オリンピック・パラリンピック教育」に基づく読書活動を支援します。

- ア. オリンピック・パラリンピックを理解するための資料を揃え、提供します。
- イ. 異文化を理解するための資料の充実を図ります。
- ウ. 日本の伝統文化が理解できる資料の充実を図ります。

（4）特別な配慮を必要とする青少年とその保護者への読書支援

【図書館】

特別な配慮を必要とする青少年とその保護者へ、それぞれのケースに応じた読書活動の支援を行います。

- ア. 図書館では、バリアフリー関連資料の収集と提供に努めます。
- イ. 図書館では、利用支援サービス（障がい者サービス）の案内書を作成し、高等学校や狛江市市民活動支援センター「こまえくぼ1234」等に配布します。

4. 地域における読書活動推進

子どもの読書活動の推進には、地域において、読書が子どもの成長に欠かすことのできないものであることを理解し、子どもと本をつなぐ活動に携わる多くの人の力が必要です。地域の活動が連携すること、活動に携わる人を育成することを目指します。

(1) 地域で活動するおはなしグループ、ボランティア団体との連携

【図書館】

地域で子どもへの読み聞かせやストーリーテリングなどの読書活動に取り組んでいる団体との連携を図ります。

ア. 地域の団体の活動の把握に努め、近隣の子ども関連施設等に紹介します。

イ. 地域の団体と情報交換を行い、連携のあり方を検討します。

(2) 子どもと本をつなぐ活動に携わる人の育成

【図書館】

子どもが身近で本と出合える機会をつくるため、地域において、子どもと本をつなぐ活動に携わる人を育成します。

ア. 子どもの読書に関心のある方を対象に「児童行事実技講座」を実施します。

イ. 「児童行事実技講座」受講者を対象に、地域で活躍していただける仕組みを検討します。

(3) 子どもの読書に関する講座等の実施

【地域センター、公民館、図書館】

子どもの読書活動に関する市民の要望に応えた講座や講演会を実施します。

ア. 中央公民館では、「子どもの広場」などで図書館と協力して、積極的におはなし会に参加します。

イ. 図書館では、子ども関連施設や公民館・地域センターと連携し、市民の要望に応えた講座・講演会を実施します。

(4) 図書関連施設職員の情報共有

【地域センター図書室、西河原公民館図書室、図書館】

ア. 地域センターでは、図書館と連携して図書室を運営し、子どもの本を充実するとともに、地域での取組みについて情報を共有します。

イ. 西河原公民館では、図書館と連携して図書室を運営し、子どもの本を充実するとともに定期的なおはなし会の開催を継続します。

5. 普及・啓発

子どもの読書活動の大切さについて、広く市民の関心と理解を深めるための普及・啓発に努めます。

(1) 子ども読書啓発事業の取組み

【図書館】

平成 15 年度に開始したブックスタート事業に続き、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけをつくり自発的な読書活動につなげるための取組みとして、平成 25 年 4 月から、セカンドブック事業*1を開始しています。

ア. 3・4 か月児健康診査の対象者に、ブックスタートを実施します。

イ. 新小学 1 年生の子どもを対象に、本を贈呈するセカンドブックを実施します。

ウ. 平成 29 年 4 月に中学校へ入学する子どもを対象として、新たにサードブック事業*2を実施します。

(2) 「子ども読書の日」に合わせたイベントの開催

【図書館】

子どもの読書活動の大切さについて、広く市民の関心と理解を深めるため、国の定めた「子ども読書の日」の趣旨にふさわしいイベントを開催します。

ア. 4 月 23 日の「子ども読書の日」にちなみ、子どもの読書に関するイベントを開催します。

(3) 家庭における読書活動の推奨

【図書館】

子どもの読書活動を習慣づけるためには、乳幼児期をはじめとして、最も身近な場所である家庭で本に親しむことが有効です。家庭における読書を推奨します。

ア. 乳幼児の保護者に向けて、図書館の利用案内を配布します。

イ. 読み聞かせに向く絵本のリストを作成し、配布します。

ウ. 「児童行事実技講座」等の講座・講演会を実施します。

*1 「ブックスタート」に続く本に触れ合う機会を持つための事業。各自治体によって異なるが、狛江市では小学校に入学するすべての子どもを対象とする。子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書活動を広げることを目的とする。

*2 「ブックスタート」「セカンドブック」に続く事業。狛江市では中学校に入学するすべての子どもを対象とする。節目を迎える時期に贈呈することで、改めて本への親しみや興味を持たせることを目的とする。

我が家と、読書

～市内にお住まいの佐浦さんより～

中学生と小学生の息子がいる我が家は、本が大好きです。週に何度か、3カ所の図書館で、80冊ぐらい借りています。「今日は本、借りてきた？」と、楽しみにしています。忙しくて図書館に行けない息子達のリクエストや新刊等、たくさん予約もし、図書館にはたいへんお世話になっています。

長男が生まれてすぐ絵本を読み聞かせたのが始まりでした。息子は絵本が好きになり、おとなしいなと思うと、絵本を見たり食べたり!?していました。次男が生まれると、長男が絵本を読み聞かせてくれました。次男が眠ると長男の読み聞かせタイムとなるので、好きな絵本を選んで、次男が眠るのを待っていました。

息子たちが絵本をかじらなくなってから、図書館で本を借りるようになりました。次男は布絵本や紙芝居や絵本が大好きで、借りてきて私に読んでくれました。

夏休みには、二人とも一日図書館員を体験しました。お気に入りの本にカバーをかけたりして、とても喜んでいました。

今、読み聞かせはハリー・ポッターを読んでいます。先日、私が咳がひどくて読めない間、二人がかわりに読んでくれました。

これから部活や勉強等が忙しくなり、読書時間が減ると思いますが、自分で体験できない事や新しいことを知り、世界を広げて行ってほしいです。



資料編

資料 I

第三次狛江市子ども読書活動推進計画策定委員会の取組み

<委員会名簿>

	職 名	氏 名
委員長	図書館長	西田 久美子
副委員長	子育て支援課長	白鳥 幹明
委員	児童青少年課長	鈴木 弘貴
	指導室統括指導主事	細谷 俊太郎
	指導室指導主事	坂本 尚毅
	司書教諭（緑野小学校）	河村 晶子
	学校司書（狛江第六小学校）	松原 礼子
	学校司書（狛江第三中学校）	吉田 美佐子
	図書館主任	葛西 美香
	図書館司書	鈴木 洋美

●事務局：図書館 前沢 玲子
平尾 幸子

<策定までの経緯>

	開催日	検討内容
第1回	平成28年7月12日	委員紹介 委員長・副委員長選出 本計画の位置づけについて 策定スケジュールについて
第2回	平成28年9月13日	本計画の検証および策定について 各施設の調査票（案）について
第3回	平成28年10月11日	各施設の調査票集計報告について
第4回	平成28年11月8日	課題検討
第5回	平成28年12月13日	課題検討
第6回	平成29年1月10日	素案検討・確定
第7回	平成29年3月14日	パブリックコメントの検証・回答の決定

狛江市子ども読書活動推進計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号。以下「法律」という。）第2条に規定する基本理念を踏まえ、同法第9条第2項の規定に基づく狛江市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）の策定に必要な事項を検討するため、狛江市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法律で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 委員会は、狛江市における子どもの読書活動の状況を踏まえ、次に掲げる事項を検討し、その結果を計画素案として教育長に報告する。

- (1) 学校における読書活動の推進に関すること。
- (2) 地域における読書活動の推進に関すること。
- (3) その他子どもの読書活動の推進について教育長が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる職にある12人以内の者をもって構成する。

- (1) 子育て支援課長
- (2) 児童青少年課長
- (3) 指導室統括指導主事
- (4) 図書館長
- (5) 指導室指導主事 2人以内
- (6) 図書館司書 2人以内
- (7) 司書教諭 2人以内
- (8) 学校司書 2人以内

(任期)

第5条 委員の任期は、第3条に規定する所掌事務の完了までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は図書館長をもって充て、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部図書館において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

資料Ⅱ

第三次計画（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会実施状況

1. パブリックコメント実施概要

（1）実施期間

平成 29 年 2 月 1 日（水）から 3 月 2 日（木）まで

（2）周知方法

広報こまえ（平成 29 年 2 月 1 日号）

市ホームページ及び市立図書館ホームページ

（3）閲覧場所

狛江市立中央図書館、教育部指導室窓口（市役所 3 階）、市ホームページ

（4）意見提出先

狛江市立中央図書館

2. 市民説明会実施概要

（1）実施日時

平成 29 年 2 月 12 日（日）午後 2 時から 3 時 20 分まで

平成 29 年 2 月 16 日（木）午後 7 時から 8 時 20 分まで

（2）実施場所

市役所 4 階 特別会議室



【説明会／実践報告の様子】

3. パブリックコメント実施結果

(1) 意見提出者

3名（電子メール1名、郵送1名、説明会回収1名）

(2) 意見の内訳

①計画全般についての意見	3件
②計画の具体的な内容に関する意見	6件

(3) 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

<計画全般についてのご意見>

No.	意 見	回 答
1	狛江市では、交流、つながりが重層的に機能し始めていると思える。さらなる発展を期待する。	今後も本計画を着実に実施し、さらにきめ細かい取り組みができるよう、関係機関の協力を得ながら、推進してまいります。
2	第二次のパブリックコメントで出されていた子どもの成長に関わる諸機関や団体などが策定の話合いにかかわるべきとの意見が一定反映されていた。しかし聞き取りだけでは当事者意識が持てない。今後、幅広く呼びかけ積極的なPRを望む。	本計画の策定に際しては、乳幼児の所管部署の課長を含めた策定委員会を設置し、地域等の関係部署にも聞き取りを行い、幅広い意見を反映するようにいたしました。 いただいたご意見を踏まえ、今後の事業実施にあたり、より積極的に周知してまいります。
3	どこが計画推進の責務を担っていくのか定かではない。計画の推進組織をつくってはどうか。	本計画の実施に際しては、児童青少年課、子育て支援課などを含めた関係部署との連携が重要であると考えます。 まずは、それぞれが実施している読書活動の情報集約に取組み、学校図書館の利活用については指導室と連携しながら、図書館が計画全般についての調整・進行管理を適切に行っていきます。

＜具体的な内容についてのご意見＞

No.	意 見	回 答
1	学校図書館の活用を進める上で、司書教諭と学校司書は両輪である。両者の継続的な研修なくしてはその職務に対する専門性を高めることはできない。司書教諭だけでなく、学校司書にも研修は必要と考える。	司書教諭及び学校司書が出席する学校図書館連絡協議会では、他地区や大学等の先進的な取組みを視察するなどして、研修を重ねてまいりました。今後も継続してまいります。
2	狛江市として学校図書館活用能力をどう育てるのかを示し、各学校でこの推進計画に基づいた計画を立て実施したことを交流することが求められるのではないか。	狛江市で作成した「学校図書館活用資料集（改訂版）」に、小・中学校において学校図書館活用能力をどう育成するかが示されていますので、これに基づいて各学校において指導を進めてまいります。
3	学校図書館の開館日数について、夏休みは特に読書、学習面でも必要とされる。毎日開館して欲しい。	学校で授業を行っている学期中は、学校司書が週4日勤務しており、児童・生徒の学校図書館利用について指導・助言を行っています。 長期休業中の学校図書館の開館については、学校司書の勤務日を調整するなどして、児童・生徒がより一層学校図書館を活用できるようにしてまいります。
4	子どもたちが家庭でも読書をするためには、家庭での大人の役割が大切だ。単なる読み聞かせの方法だけでなく、「子どもの発達にとって読書はなぜ必要なのか」などを伝える PTA の読み聞かせボランティア養成講座を開催して欲しい。	地域で活動するおはなしグループ、ボランティア団体と連携し、子どもと本をつなぐ活動に携わる人の育成に取組みます。 いただいたご意見を踏まえ、「児童行事実技講座」の実施にあたり、参考とさせていただきます。
5	全体的に取組みはとても良いと思う。中高生から大人へと読書の流れを途切れさせないような取組みが必要。親への読書推進を強化させるというのも良いかと思う。	青少年向けの参加型イベントや体験事業の実施など、本と出会うきっかけの提供に努めます。 また、子どもの読書習慣の形成に大きく関わる保護者に対しても、おすすめ本のパンフレット配布や講習会の実施など、出産前の段階から読書活動の大切さを啓発し、家庭での読書活動支援を積極的に行います。
6	地域センター図書室の午前中の開室日があるとよい。	平成 28 年度には、午前 10 時から2時間の開室延長を 7/21 から 8/4 まで試行実施いたしました。平成 29 年度については、夏季休業中の前半2週間と後半2週間の2回に分けて試行実施の予定です。 各地域センター運営協議会とも協議しながら利用者のニーズに応えられるような地域センター図書室のあり方を引き続き検討してまいります。

資料Ⅲ

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年法律第 154 号

平成 13 年 12 月 12 日公布

平成 13 年 12 月 12 日施行

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料Ⅳ

[国]「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第三次)

平成 25 年 5 月 17 日 閣議決定

― 目次 ―

第 1 章 はじめに

第 2 章 第二次基本計画期間における取組と課題

1. 第二次基本計画期間における取組・成果
 - (1) 家庭・地域における取組
 - (2) 学校等における取組
2. 第二次基本計画期間における課題
 - (1) 学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向
 - (2) 地域における取組の差が顕著
 - (3) 学校図書館資料の整備が不十分
3. 第二次基本計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化
 - (1) 「国民読書年」(平成 22 年) の取組
 - (2) 図書館法の改正
 - (3) 新学習指導要領の全面实施
 - (4) 新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大

第 3 章 基本的方針

1. 家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組
2. 子どもの読書活動を支える環境の整備
3. 子どもの読書活動に関する意義の普及

第 4 章 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項

1. 推進体制等
 - (1) 国における子どもの読書活動推進体制
 - (2) 地域における子どもの読書活動推進体制
 - (3) 子どもと本をつなぐネットワーク活動に対する支援
2. 財政上の措置

第 5 章 子どもの読書活動の推進のための方策

I 家庭における子どもの読書活動の推進

1. 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

2. 家庭における子どもの読書活動の推進のための取組

II 地域における子どもの読書活動の推進

1. 図書館

- (1) 子どもの読書活動の推進における図書館の役割
- (2) 図書館における子どもの読書活動の推進のための取組
 - ① 読書活動に関する情報提供
 - ② 図書館相互や関係機関との連携・協力
 - ③ 学校図書館との連携・協力
 - ④ ボランティア活動の促進
- (3) 子どもの読書活動の推進のための図書館の機能強化
 - ① 公立図書館の整備
 - ② 図書館の資料、施設等の整備・充実
 - ア 図書館資料の整備
 - イ 移動図書館の活用
 - ウ 情報化の推進
 - エ 子どもの利用のためのスペース等の整備
 - オ 障害のある子どものための諸条件の整備・充実
 - カ 運営の状況に関する評価等の実施
 - ③ 司書及び司書補の専門的職員の配置・研修
 - ア 司書及び司書補の適切な配置
 - イ 司書及び司書補の研修の充実

2. その他

- (1) 子どもの読書活動の推進における「国際子ども図書館」の役割
- (2) 子どもの読書活動の推進における大学図書館の役割
- (3) 子どもの読書活動の推進における児童館の役割

III 学校等における子どもの読書活動の推進

1. 幼稚園・保育所等

- (1) 子どもの読書活動の推進における幼稚園、保育所等の役割
- (2) 幼稚園、保育所等における子どもの読書活動の推進のための取組

2. 小学校・中学校・高等学校等

- (1) 子どもの読書活動の推進における学校の役割
- (2) 学校における子どもの読書活動の推進のための取組

- ① 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実
- ② 障害のある子どもの読書活動の推進
- ③ 家庭・地域との連携による読書活動の推進
- (3) 子どもの読書活動の推進のための学校図書館の機能強化
 - ① 学校図書館の資料、施設等の整備・充実
 - ア 学校図書館資料の整備・充実
 - イ 学校図書館施設の整備・充実
 - ウ 学校図書館の情報化
 - ② 学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進
 - ア 司書教諭の配置
 - イ 学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）の配置

Ⅳ 民間団体の活動に対する支援

- 1. 子どもの読書活動の推進における民間団体の役割
- 2. 民間団体の活動に対する支援

Ⅴ 普及啓発活動

- 1. 普及啓発活動の推進
 - (1) 「子ども読書の日」を中心とした全国的な普及啓発の推進
 - (2) 各種情報の収集・提供
- 2. 優れた取組の奨励
 - (1) 優れた取組に対する表彰等
 - (2) 優良な図書の普及

資料Ⅴ

〔都〕「第三次東京都子供読書活動推進計画」

平成 27 年 2 月
東京都教育委員会

― 目次 ―

第 1 部 計画の基本的な考え方

第 1 章 計画の性格

第 2 章 これまでの成果と課題

第 1 第二次計画における東京都の取組

第 2 取組の成果

第 3 現状と課題

第 3 章 第三次計画の基本的な考え方

第 1 基本方針

第 2 計画期間

第 3 計画の目指すもの

第 2 部 具体的な取組

第 1 章 成長段階に合わせた取組

第 1 乳幼児の読書活動の推進

第 2 小・中学生の読書活動の推進

第 3 高校生等の読書活動の推進

第 4 特別な支援を必要とする児童・生徒の読書活動の推進

第 2 章 読書活動推進の基盤づくり

第 1 区市町村の子供読書活動推進計画策定の推進

第 2 読書活動推進状況等の調査

第 3 都立図書館による都内公立図書館の児童・青少年サービスの振興

第 4 読書活動を支える人材の育成

第 5 啓発、広報

第 3 章 オリンピック・パラリンピック開催を見据えた読書活動の推進

〔参考資料〕「第 2 部 具体的な取組」一覧

【巻末資料】読書活動事例集

資料VI

文字・活字文化振興法

平成 17 年法律第 91 号

平成 17 年 7 月 29 日公布

平成 17 年 7 月 29 日施行

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他のさまざまな場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の

支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

※各章の実践レポートは、平成 28 年 12 月時点で作成されています。なお、用語や語句の表記については、寄せられた原稿をできるだけそのまま掲載しています。

〔参考文献・出典〕

『図書館用語集 四訂版』 日本図書館協会用語委員会編集 日本図書館協会 2013

『図書館情報学用語辞典 第 4 版』 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編 日本図書館情報学会 2013

『ビブリオバトルを楽しもう』 谷口忠大監修 粕谷亮美文 しもつきみずほ絵 さ・え・ら書房 2014

表紙・イラスト／宗行あゆみ（図書館）

登録番号 H28-84

第三次狛江市子ども読書活動推進計画

平成 29 年 3 月発行

発 行	狛江市教育委員会
編 集	狛江市子ども読書活動推進計画策定委員会
印 刷	庁内印刷
頒布価格	90 円

（事務局） 狛江市教育委員会 教育部図書館
東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
電話 03（3488）4414

